

# 第3次 芦屋市市民参画協働推進計画

令和2年(2020年)3月  
芦屋市

# 芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

## 市長あいさつ

芦屋市は今年、市制施行 80 周年を迎えます。

北に緑豊かな六甲山，南に穏やかな大阪湾を臨み，自然環境に恵まれた美しい「国際文化住宅都市」です。

また，本市には「芦屋市民憲章」に示されるように，市民である誇りをもって，自分たちのまちを自分たちで守り育てようとする高い意識と，それを行動に移す市民活動の土壌がございます。

本市の特色である市民に根づくこの精神は，阪神・淡路大震災の体験でも大切さが再認識された「共助」にも通じるものです。

今後の本格的な人口減少・少子高齢化社会を見据え，ますます多様化・複雑化する社会では，柔軟な市政運営が求められるとともに，限りある資源を有効活用しながら「市民が主役のまちづくり」を進めるために，地域の課題を地域で解決できる仕組みづくりが重要です。

このような中，旧宮塚町住宅やあしや市民活動センターの改修に関するワークショップ，芦屋まちデザインラボや，市民提案型事業補助金を活用した新たな市民活動の取組が始まっています。

この「第 3 次芦屋市市民参画協働推進計画」は，市民参画・協働による住みよいまちづくりをさらに進めていくために，「情報発信」，「場づくり」，「人づくり」に重点を置いた施策の方針を示しております。

これからの時代，市民と行政による協働だけではなく，市民同士の協働も積極的に促進することで，市民の皆様一人一人が持っておられるアイデアが実践へ移され，まちづくりの様々な取組に生かされることを期待しております。

計画の策定に当たり，市民意識調査，市民意見募集（パブリックコメント）などにご協力いただきました多数の市民の皆様及び貴重なご意見をいただきました芦屋市市民参画協働推進会議の委員の皆様にご心より感謝申し上げます。



令和 2 年 3 月

芦屋市長 いとう まい



# 目 次

<b>第 1 章 推進計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1 芦屋市を取り巻く環境の変化.....	1
2 計画策定の趣旨, 位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 基本理念.....	4
5 条例に定める市民・市民参画・協働とは.....	4
<b>第 2 章 芦屋市の市民参画・協働の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1 芦屋市の市民参画・協働の指標の評価.....	5
2 芦屋市の市民参画・協働の現状・課題.....	8
<b>第 3 章 芦屋市の市民参画・協働の現状から目標に至る分析</b> ...	<b>16</b>
1 芦屋市の市民参画・協働の現状から目標に至る分析のまとめ.....	16
2 計画の目標.....	18
<b>第 4 章 施策の推進と計画の進行管理</b> .....	<b>19</b>
1 施策の推進の考え方.....	19
2 施策テーマの方向性.....	19
3 施策の体系.....	21
4 施策の推進.....	22
5 数値目標.....	24
6 計画の進行管理.....	25
7 芦屋市の市民参画・協働の取組事例.....	26
8 芦屋市の市民参画・協働の形態(事例).....	30
<b>参考資料</b> .....	<b>34</b>



## 1 芦屋市を取り巻く環境の変化

わが国においては、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化とともに、核家族化や共働き世帯の増加、一人一人の価値観の多様化等に伴うライフスタイルの変化など、社会環境が大きく変化しています。

特に、人口減少と高齢化がさらに進むことが予測される中で、人口増を前提とした社会システムは大きく転換を迫られており、高度経済成長期に整備したインフラや公共施設の維持・管理の問題、増大する福祉ニーズへの対応等、人口減少時代に合った新しいモデルへと移行していくことが求められています。

自治体行政においては、人口減、高齢化により、公共私それぞれの人々の暮らしを支える機能が低下することが危惧されています。また、多様な価値観や個性を認め合う社会の広がりにより、サービスの受け手が多様化しており、限られた行政の資源だけですべてのニーズに対応していくことは困難となってきました。

これらの社会構造の変化に対応した持続可能な行政運営を行うためには、まちづくりのあらゆる面において、市民をはじめとして、企業や団体等、より多くの主体の参画を募り協働することで、社会課題を克服するという視点がますます重要となっています。

国においては、平成 29 年度（2017 年度）から「自治体戦略 2040 構想研究会」を立ち上げ、スマート自治体への転換、新しい公共私協力の構築による暮らしの維持等、新たな自治体行政の考え方を提示しています。

また、女性活躍推進や働き方改革、ICT の推進など、社会を支える仕組みを変革する施策が展開され、公共私のあるあり方を見つめなおし国民全体で社会を支える仕組みの構築を促しています。

このような中、芦屋市においては、市民参画・協働を市政の大きな柱の 1 つとして位置づけ、平成 27 年（2015 年）3 月に「第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、市民参画・協働による住みよいまちづくりを進めています。

本市では、地域のまちづくりに対して関心がある市民が多くおり、主体的に市民活動や地域活動を行える多数の人材が潜在している可能性が高く、まちづくりに大きな可能性を秘めている状況と言えます。

また、市民参画・協働の取組についても、地域と協働し、複雑な課題に対する解決策を検討する場や公共施設を効果的に活用する地域との連携事業等、新たな取組も各種展開しています。今後は、これまでの取組をさらに、発展、推進し、行政だけでは超えられない壁を市民とともに解決していくという視点を踏まえながら、より一層、多様な主体と連携し、まちづくりへの参画・協働を進めることで市民が「住みよいまち」につなげていくことが求められています。

## 2 計画策定の趣旨，位置づけ

本市においてはこれまでも、総合計画等で市民と行政がともにまちづくりを行うことを掲げ、各種の施策において市民参画・協働の観点に基づいた取組が実施されてきました。

第4次総合計画においては、市民参画・協働を市政の大きな柱の1つとして位置づけ、総合計画の方針を受けて、平成27年（2015年）3月に「第2次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し、まちづくりの具体的な市民参画・協働のあり方を提示し、施策を推進しています。

第4次総合計画が令和2年度（2020年度）を持って終了し、令和3年度（2021年度）からは第5次総合計画が始まりますが、市民参画・協働の理念はまちづくりの基本として、いつの時代にも引き継がれるものです。

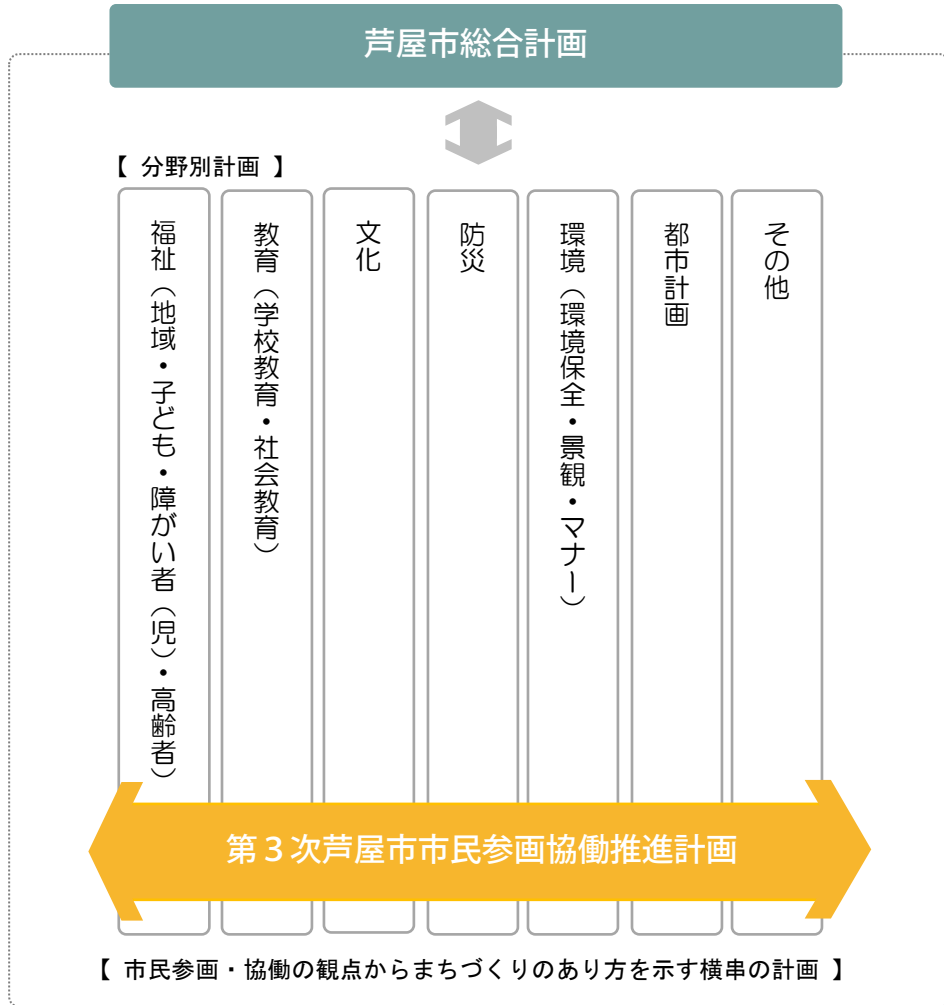
「第3次芦屋市市民参画協働推進計画」（以下、「本計画」という。）は、分野別計画として総合計画の各施策に市民参画・協働の観点から横串を通し、市民と行政による住みよいまちづくりを推進することを目的としています。

市民参画・協働はそれ自体が目的ではなく、地域の課題解決や市民主体のまちづくりを実現するための手法の1つであり、市民や団体、企業、行政の様々な主体が相乗効果を生み出しながら、新たな仕組みや事業を創り出すことだと考えています。

また、手段としての市民参画・協働のあり方は多様であり、課題の質や規模、取組の内容によって取り組む方法も様々であることを前提としつつ、参考となる視点を示すことで、より効果的な市民参画・協働の推進を図るものです。



[ 位置づけ図 ]



### 3 計画期間

本計画は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間で計画期間とし、計画の見直しは社会情勢の変化や本市の行政施策の状況等を考慮して行います。

令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
第3次芦屋市市民参画協働推進計画				

## 4 基本理念

本市では、平成 19 年（2007 年）3月に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を定めたのち、第 1 次芦屋市市民参画協働推進計画（平成 19 年度（2007 年度）～平成 26 年度（2014 年度））及び第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画（平成 27 年度（2015 年度）～）を策定し、一貫して、「市民参画・協働による住みよいまちづくり」の基本理念を掲げ、そのもとで定めた目標に応じて施策を推進してきました。

第 3 次となる本計画においても、この基本理念を受け継ぎ、時代の流れとともに変化する社会の状況に対応した、市民参画・協働施策を推進します。

## 5 条例に定める市民・市民参画・協働とは

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例は、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的としており、市民や市民参画・協働について以下のように定義しています。



### 市民

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。（条例第 2 条）



### 市民参画

市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。（条例第 2 条）



### 協働

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。（条例第 2 条）

## 1 芦屋市の市民参画・協働の指標の評価

『第2次芦屋市市民参画協働推進計画』では、基本理念として掲げる「市民参画・協働による住みよいまちづくり」の実現に向け、基本目標に「そだつ」「つながる」「すすむ」「ささえる」というキーワードのもと、「市民参画・協働の意欲を高める」「連携機会の充実」「市民活動を高める環境整備」「市民参画・協働推進の仕組みの整備」の取組を実施してきました。

基本目標ごとに、設定されている成果目標（指標）をもとに、市民参画・協働施策に対する市民の意識や行動の変化について市民及び職員アンケートの結果から評価を行いました。

## (1) 基本目標ごとの成果目標の評価

## ○ 基本目標1 &lt;そだつ&gt;について

基本目標	指 標	対象	当初値 (平成 26 年)	現状値 (令和元年)	目標値 (令和元年度末)
そだつ	「市民活動や地域活動に取り組む人材が市民の間に育っている」と考える割合	市民	17.6%	16.1%	25%
		市職員	28.1%	43.1%	35%

「市民活動や地域活動に取り組む人材が市民の間に育っている」と考える割合は、市民では、横ばいとなっており、目標値に対して低い数値となっています。一方で、平成 26 年（2014 年）調査では「わからない」の割合が 53.3%であったのに対し、今回調査では「どちらでもない」と答えた割合は 31.7%と少なくなっています。

また、市職員では、目標値を達成しており、「おおむねできている」（平成 26 年（2014 年）調査：3.3%、今回調査：11.4%）「できているが不十分」（平成 26 年（2014 年）調査：14.3%、今回調査：31.7%）がともに増加しています。特に「できているが不十分」の割合が増加しており、市職員では、市民活動や地域活動に取り組む人材が少しずつ育ってきていると感じていることがうかがえます。

## ○ 基本目標2 <つながる>について

基本目標	指 標	対象	当初値 (平成 26 年)	現状値 (令和元年)	目標値 (令和元年度末)
つながる	「市民と市が協力し合っ て市内や地域の課題解決 に取り組む機会が充分に ある」と考える割合	市民	16.6%	※① 29.0% ※② 16.4%	25%
		市職員	32.1%	48.0%	40%

※①行政からの情報提供の充足度

※②市民の声を届ける機会の充足度

(「市民と市が協力し合っ  
て市内や地域の課題解決に取り組む機会が充分にある」と考える割合は、その要素を2つに分けて質問を実施)

「市民と市が協力し合っ  
て市内や地域の課題解決に取り組む機会が充分にある」と考える割合は、市民では、行政からの情報提供の充足度については改善（平成 26 年（2014 年）調査：15.1%，今回調査：29.0%）していますが、市民の声を届ける機会については、平成 26 年（2014 年）調査では「おおむね、できている」「できているが不十分」の合計の割合が 17.1%であったのに対し、今回調査では「そう思う」「少しはそう思う」の合計の割合が 16.4%と横ばいとなっており、行政についての情報提供はある程度できていますが、市民の声を届ける機会については引き続き取組について検討することが必要です。

また、市職員では、目標値を達成しており、「おおむねできている」（平成 26 年（2014 年）調査：8.0%，今回調査：14.2%）「できているが不十分」（平成 26 年（2014 年）調査：24.1%，今回調査：33.8%）がともに増加しています。特に「できているが不十分」の割合が増加しており、市職員では、市民と市が協力し合っ  
て市内や地域の課題解決に取り組む機会が広がってきていると感じていることがうかがえます。

## ○ 基本目標3 <すすむ>について

基本目標	指 標	対象	当初値 (平成 26 年)	現状値 (令和元年)	目標値 (令和元年度末)
すすむ	パブリックコメント制度 を知っている割合	市民	18.3%	20.0%	25%

パブリックコメント制度を知っている割合は、当初値よりも上回ってはいますが、目標値に対して低い数値となっています。パブリックコメント制度の認知度に改善はみられますが、引き続きの理解・周知を進める必要があります。

### ※パブリックコメントとは・・・

市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続をいいます。

## ○ 基本目標4 <ささえる>について

基本目標	指 標	対象	当初値 (平成 26 年)	現状値 (令和元年)	目標値 (令和元年度末)
ささえる	協働した経験がある、または協働している割合	市職員	31.9%	45.7%	40%

協働した経験がある、または協働している割合は、目標値を達成しており、協働した経験がある職員の割合は増加しています。部局別にみても、概ね、協働した経験がある職員の割合が増加している傾向となっています。

## (2) 評価のまとめ

『第2次芦屋市市民参画協働推進計画』の基本目標「そだつ」「つながる」「すすむ」「ささえる」の成果に対する評価は、目標値に達していない項目がありますが、市民参画・協働について、取り組む市民や活動の場は広がっていることがうかがえます。

市民アンケートと、市職員アンケートを比較すると、市民では、市民活動や地域活動に取り組む人材が育っている認識は広がっていないものの、市職員では育っていると感じる職員が増加しています。また、市民参画・協働の機会（市民と市が協力し合って市内や地域の課題解決に取り組む機会）についても、同様に市民と市職員の認識のギャップがみられます。

このことから、市職員が関わる市民参画・協働の現場では、市民活動や地域活動に取り組む人材が育ってきており、市民参画・協働の機会も増えているものの、市民には活動に携わる機会が少ないことが推測されます。

また、市民参画・協働の機会が増える一方で、「できているが不十分」と回答している市職員が多く、市民への意識啓発、市民と行政が積極的に情報の交換や共有をするなど、さらなる市民参画・協働の活性化につながる機会の創出が必要となります。

## 2 芦屋市の市民参画・協働の現状・課題

### (1) 市民アンケートより

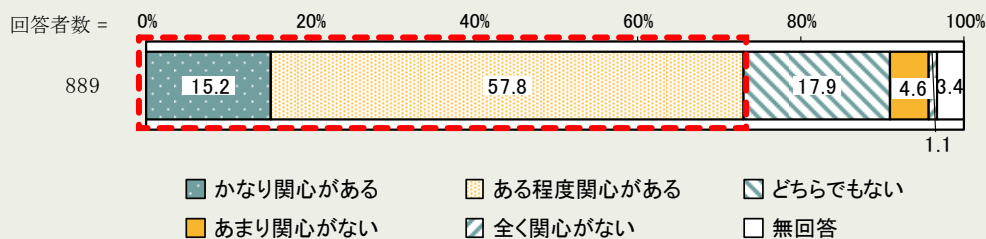
平成 30 年度（2018 年度）に実施した市民アンケート調査では、「1 住んでいる地域に対する意識」「2 地域の人とのつながり」「3 地域での活動との関わり」「4 市民参画協働施策に対する意識・行動」について意識調査を行いました。〔総数 2,000 人 回答数 889 人 回答率 44.45%〕

#### 見えてきた現状



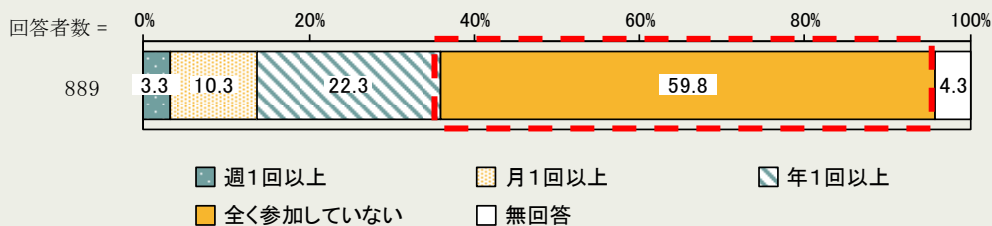
70%を超える市民が地域に対して関心があり、自分が暮らす地域に関心がある市民が多くいる。

#### 地域への関心度



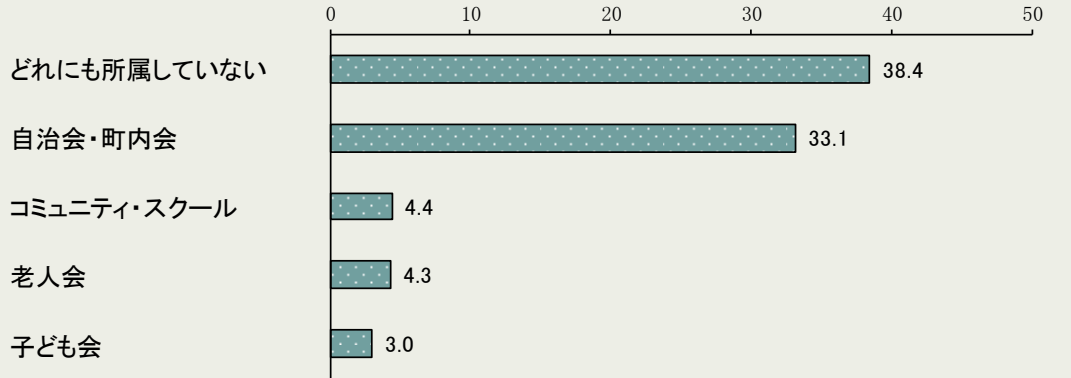
50%以上の市民が地域の活動に参加しておらず、活動団体への所属率も低い。

#### 地域の活動への参加状況



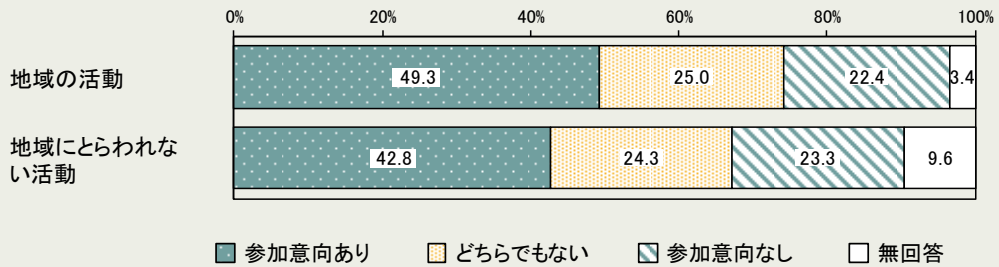
### 所属している地域の活動団体(上位5位)

回答者数 = 889



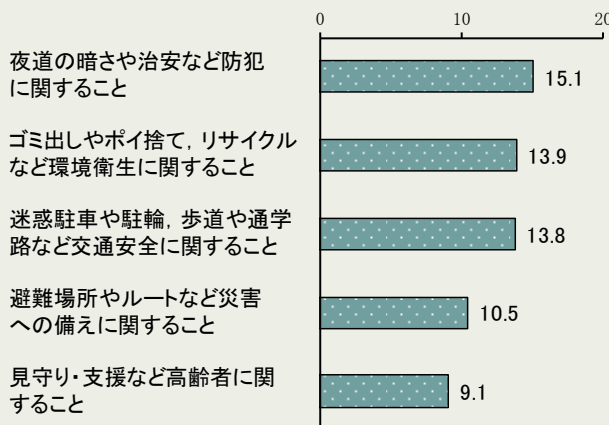
地域の活動への参加意向は、地域にとらわれない市民自身が興味のある活動に比べ、高くなっている。身近な生活の中では、「防犯」「環境」の関心が高く、参加したい興味がある活動では「スポーツ」「健康・福祉」の割合が高くなっている。

### 今後の参加意向



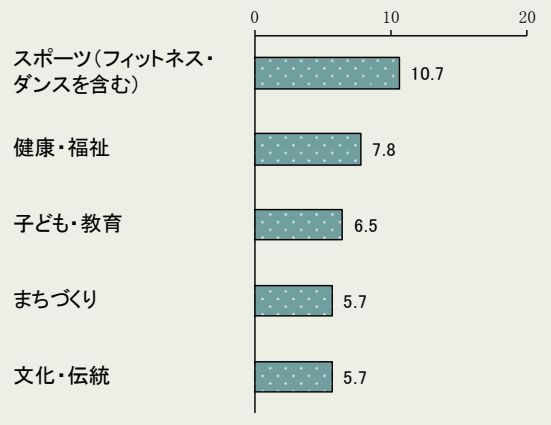
### 身近な生活の中で気になること(上位5位)

回答者数 = 889



### 参加したい興味がある活動(上位5位)

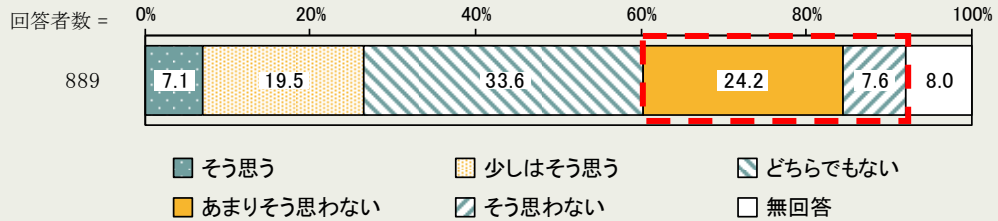
回答者数 = 889



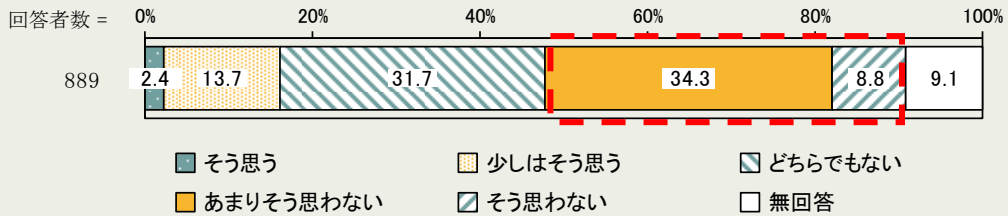


市民の約 30~40%の人が地域で活動を行う機会・場所や活動の参加者不足を感じている。

### 活動を行う機会・場所が十分にあると思うか

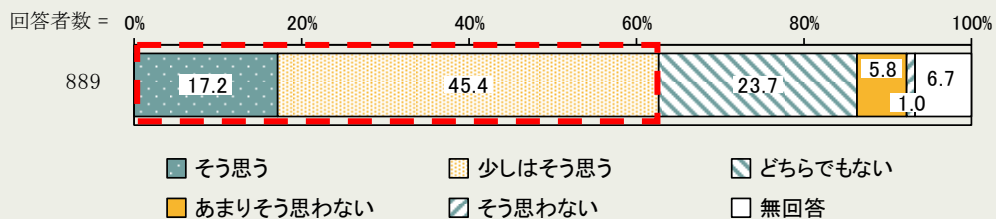


### 活動に参加する人が十分にいると思うか

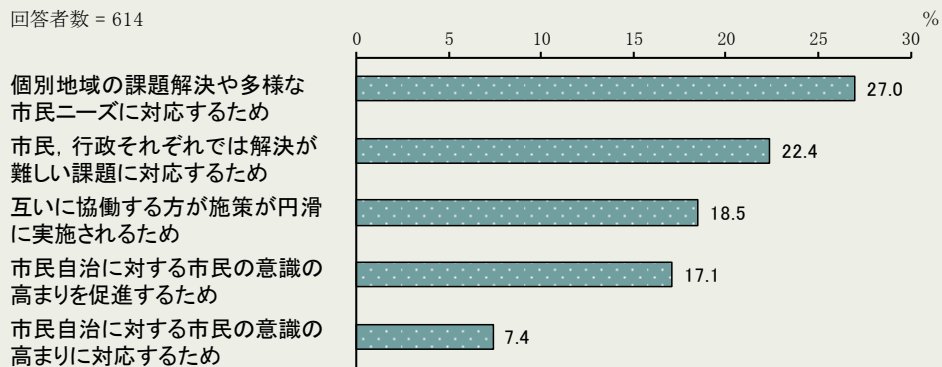


市民の市民参画・協働が必要であるという認識も高く、個別地域の課題解決や多様な市民ニーズへの対応、市民や行政単独では解決が難しい問題等の解決手段として、市民参画・協働が必要とされている。

### 市民参画・協働を必要だと思うか



### 市民参画・協働を必要だと思う理由(上位5位)





## 今後の課題

- ・趣味の活動や、防犯、環境等市民の興味・関心がある活動から市民の参加を促し、将来的には、幅広い市民活動や地域活動への参画・協働へつなげていくことが必要。
- ・市民が興味ある活動に参加しやすい環境（多様な興味に応えることができ、強制力の無いゆるやかな活動環境と、その情報提供）を整備しつつ、人が人を呼ぶような、活動情報の発信の工夫が必要。
- ・行政からの情報提供だけでなく、地域内の情報共有を図る活動、情報そのものに興味を持つきっかけづくりが必要。
- ・行政と市民とが協力して地域の課題解決に取り組む機会を増やすことが必要。

## (2) 市民活動団体の交流会（ワークショップ）及びアンケートより

平成30年度（2018年度）に芦屋市立あしや市民活動センター登録団体の交流会を開催し、市民活動に関する課題等の意見交換を行いました。さらに、令和元年度（2019年度）に、施設改修後のあしや市民活動センターを新たにご利用いただいている市民活動の実施団体に向けて、アンケート調査を実施しました。その中で出た課題の主な意見として以下の点があげられます。

## 見えてきた現状

- ・市民活動の動機には、社会への貢献、現状にはないサービスをつくりたい、誰かとつながることができる機会をつくりたいという思いがある。
- ・社会課題の解決に向けて、新たな価値の提供ができる市民活動を目指している。
- ・団体の高齢化に伴うメンバーの減少により、存続が難しい。
- ・団体やイベント等の情報発信機会が少ない。
- ・効果的な情報発信ができていない。
- ・イベント参加者が増えない。
- ・団体同士、お互いに何をしているか把握できていない。
- ・活動の場が少ない。
- ・情報発信や情報集約ができるとよい。

## 今後の課題

- ・活動団体同士の連携する機会や場を増やすことで、団体間の情報共有を促進し、個々の活動の活性化や団体間の協働した活動につなげることが必要。
- ・団体の活動や取組の成果を広くPRする機会を提供することが必要。
- ・活動の継続には、新たな人材の確保が不可欠であり、人材の発掘、育成が必要。
- ・市民活動の方向性に合わせたコーディネート機能の強化が必要。

### [ 市民活動団体の交流会（ワークショップ） ]



### (3) 総合計画ワークショップより

平成30年度（2018年度）に総合計画策定に向けた市民ワークショップを行いました。その中で出た課題の主な意見として以下の点があげられます。

#### 見えてきた現状

- ・市民同士のつながりを広げる際や市民活動に参加する際に、「きっかけがわからない」、「どんなコミュニティがあるかわからない」、「何かやりたいが、何があるかわからない」など、活動の情報やきっかけがないことがあげられた。
- ・働いている人が、市民活動、地域活動に参加しにくいなど、多様なライフステージの人々が参加できていない。
- ・市民参画・協働が進むためには、市民と市職員が気軽に話し合える関係性・場をもつことが必要。

## 今後の課題

- ・多様なライフステージの人が、市民活動や地域活動に参加しやすい環境や効果的な情報提供など、活動への参加のきっかけづくりを行うことが必要。
- ・市民参画・協働をより効果的にまちづくりに生かしていくため、市職員の市民参画・協働に対する理解促進やコーディネートする技術の向上が必要。

## (4) 職員アンケート及びヒアリングより

本計画策定に向けて市職員に対しアンケート調査及び庁内各課ヒアリングを行いました。その中で出た課題の主な意見として以下の点があげられます。

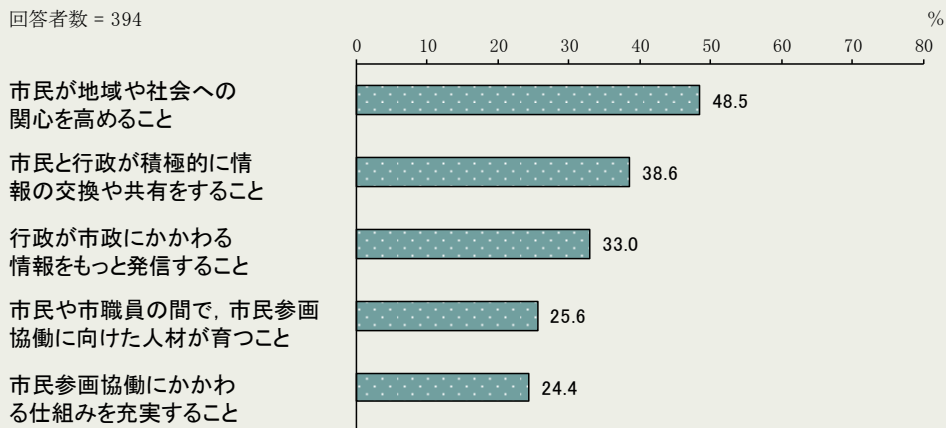
## 見えてきた現状



市民参画・協働のまちづくりを推進するために、市民が地域や社会への関心を高めることが必要と回答した職員の割合が最も高く4割を超えている。

### 市民参画・協働のまちづくりを推進するために必要な取組（上位5位）

回答者数 = 394

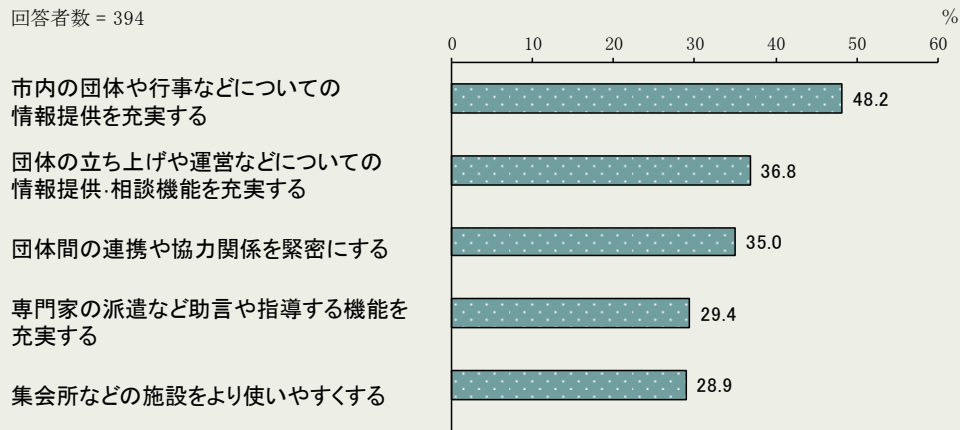




市民活動や地域活動が活発になるためには、団体への情報・相談支援、団体間の連携が必要だと感じている。

### 市民活動や地域活動が活発になるために必要な支援策（上位5位）

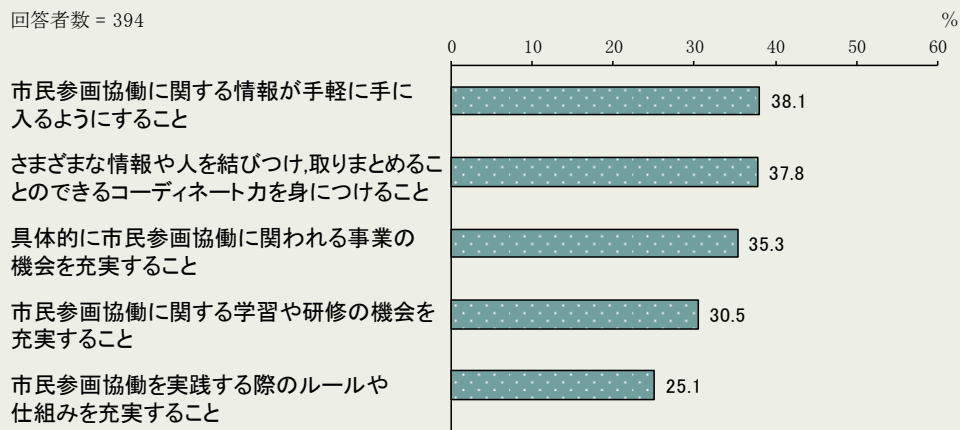
回答者数 = 394



市民や市職員が、市民参画・協働に対する理解を深め、人材が育つようにするためには、「市民参画・協働に関する情報が手軽に手に入るようにすること」「さまざまな情報や人を結びつけ、取りまとめることのできるコーディネート力を身につけること」があげられている。

### 市民や市職員が、市民参画・協働に対する理解を深め、人材が育つようにするために充実すべき施策（上位5位）

回答者数 = 394



- ・団体の高齢化に伴うメンバーの減少により、団体の存続が難しい。
- ・市と協働の関係にある団体等においても、担い手不足などの課題がある。

## 今後の課題

- ・市民参画・協働のまちづくりを推進するためには、市民が地域や社会への関心を高めることや、活動に参加するきっかけとしての情報や機会が必要。
- ・市民参画・協働の促進には、情報と人をつなぐことができる人材の育成が必要。
- ・市民参画・協働をより効果的にまちづくりに生かしていくため、市職員の市民参画・協働に対する理解促進やコーディネートする技術の向上が必要。
- ・市民活動、地域活動の継続には、新たな人材の確保が不可欠であり、人材の発掘、育成が必要。

### 芦屋市立あしや市民活動センター（リードあしや）

（住所：芦屋市公光町5番8号 TEL:0797-26-6452）

あしや市民活動センター（リードあしや）は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体の協働の拠点として設置されたものです。平成31年4月にリニューアルオープンし、新たな交流スペースをご利用いただけるようになりました。

〔ホームページ〕



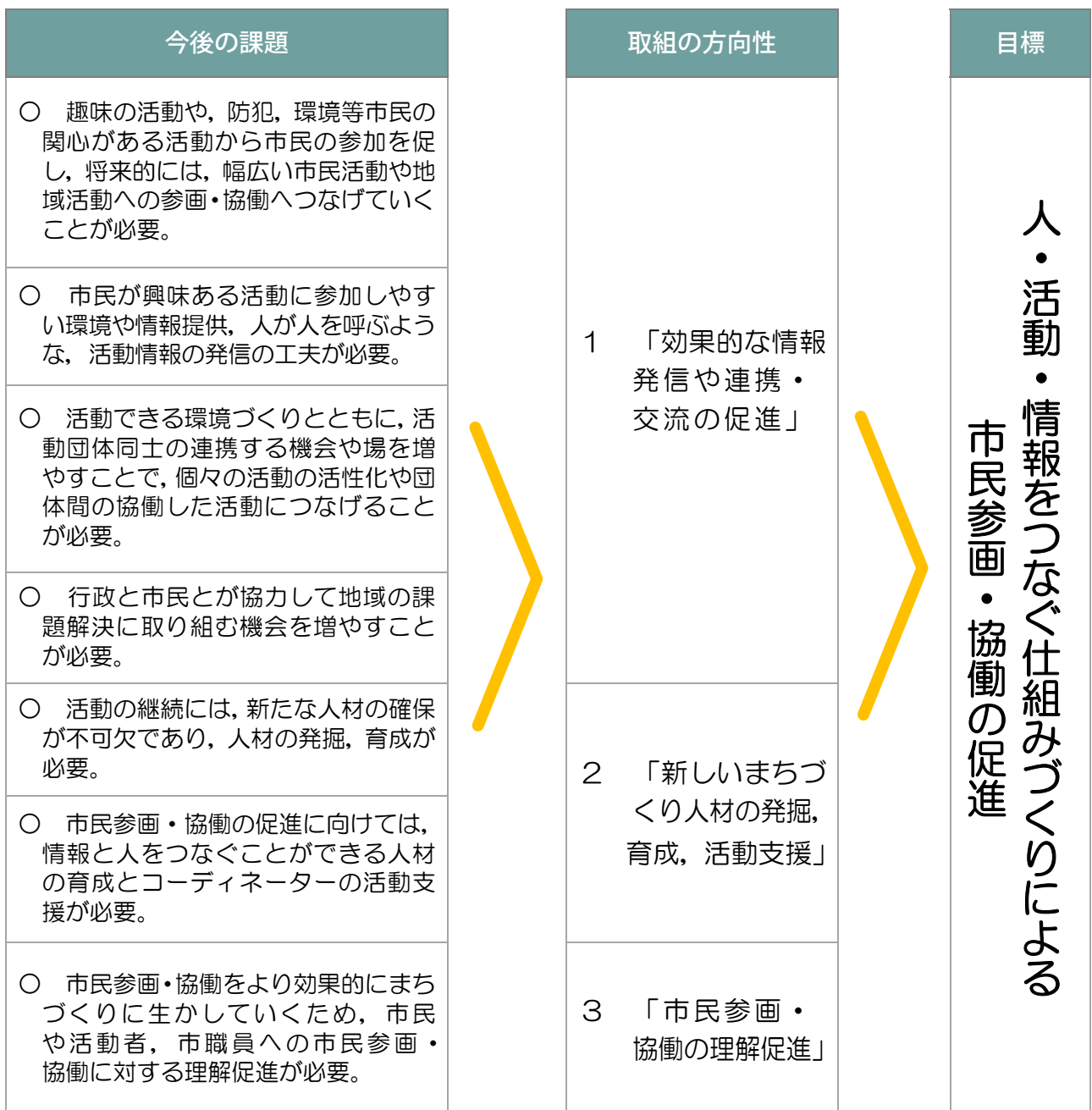
# 第 3 章

## 芦屋市の市民参画・協働の現状から目標に至る分析

### 1 芦屋市の市民参画・協働の現状から目標に至る分析のまとめ

各種アンケート調査結果や芦屋市の現在の取組などから、本市において充実していること【強み】、そして問題となっていること【弱み】、国等の動向や社会的背景及び社会的な問題【外的要因】を整理し、取組の方向性、目標を設定しました。

区分	現 状
強み	<ul style="list-style-type: none"> <li>70%を超える市民が地域に対して関心があり、自分が暮らす地域に関心がある市民が多くいる。(市民アンケート)</li> <li>身近な生活の中では、「防犯」「環境」の関心が高く、参加したい興味がある活動では「スポーツ」「健康・福祉」の割合が高くなっている。(市民アンケート)</li> <li>市民参画・協働の取組については、地域と協働し、複雑な課題に対する解決策を検討する場や公共施設を効果的に活用する地域との連携事業等、新たな取組も各種展開している。(事業評価)</li> <li>市民の市民参画・協働が必要であるという認識も高く、個別地域の課題解決や多様な市民ニーズへの対応、市民や行政単独では解決が難しい問題等の解決手段として、市民参画・協働が必要とされている。(市民アンケート)</li> </ul>
弱み	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動や地域活動に対する市民の意識は高まってきているが、50%以上の市民が地域の活動に参加しておらず、活動団体への所属率も低い。(市民アンケート)</li> <li>市民の約30~40%の人が地域で活動を行う機会・場所や活動の参加者不足を感じている。(市民アンケート)</li> <li>若い世代の参加が少ないことが大きな課題となっている。(市民活動団体の交流会)</li> <li>市民活動や地域活動の活性化のためには、情報提供が課題となっている。(市民活動団体の交流会)</li> <li>活動団体間での情報共有が不十分。(市民活動団体の交流会)</li> <li>市民参画・協働に対する理解を深め、人材が育つようにするためには、「さまざまな情報や人を結びつけ、取りまとめることのできるコーディネータを身につけること」があげられている。(職員アンケート)</li> <li>市民参画・協働が進むためには、市民と市職員が気軽に話し合える関係性・場をもつことが必要とあげられている。(総合計画ワークショップ)</li> </ul>
外的要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>困難な課題の解決を図るために、行政だけでは超えられない壁を市民とともに解決していくという視点がより一層重要となっている。</li> <li>働き方改革の推進。</li> <li>人生100年時代の到来。</li> <li>全国的に進展する人口減少や少子高齢化による人口構造の変化。</li> <li>核家族化や共働き世帯の増加。</li> <li>一人一人の価値観の多様化等に伴う市民のライフスタイルの変化。</li> <li>社会課題の多様化・複雑化と社会課題領域の広がりに伴う行政サービス拡充ニーズの高まり。</li> </ul>



## 2 計画の目標

『第2次芦屋市市民参画協働推進計画』では、基本理念である「市民参画・協働による住みよいまちづくり」の実現を目指し、市民がより主体的に市民参画・協働に取り組むことを重視し、芦屋市に住む人、働く人、学ぶ人も気軽に地域活動や社会活動に関われるまち、若者から高齢者までその力を発揮できるまちを目指してきました。

芦屋市の市民参画・協働の現状としては、市民活動や地域活動に対する市民の意識は高く、市民参画・協働の取組は進んできていますが、効果的な情報発信や連携・交流の促進、新しいまちづくりを担う人材の発掘・育成、さらに市民や市職員も含めた市民参画・協働の理解促進についての課題があげられています。

これらを踏まえ、本計画では、市民参画・協働の発展、推進に向けて、人・活動・情報をつなぐ仕組みの構築を目指す中で、市民参画・協働を生み出す仕組みをデザインし、新たな取組へのチャレンジとそのプロセスの見直しを繰り返すことで、市民の力を引き出すよりよい市民参画・協働を実現し、満足度の高いまちづくりにつなげていきます。また、本計画の期間中に、人口減少等に起因する諸課題が徐々に顕在化することが想定されることから、持続可能な行政運営にも効果的な市民参画・協働の促進を目指します。

### 【目 標】

## 人・活動・情報をつなぐ仕組みづくりによる 市民参画・協働の促進





## 1 施策の推進の考え方

本計画の目標に掲げる「人・活動・情報をつなぐ仕組みづくり」に向けて、取組の方向性に基づいた施策テーマごとに各種の取組を進めます。施策テーマは「情報発信」「場づくり」「人づくり」という市民参画・協働の土台となる要素に加え、それらを総合的に推進・補完するための「市民参画・協働促進に向けたマネジメント」を基本的な視点としています。

施策テーマごとに取り組む内容は、それぞれの取組の一体的な実施により、相互に関連することで、市民参画・協働の促進効果を高めることを狙いとしています。また、各施策に掲げる取組は、市民活動の拠点である芦屋市立あしや市民活動センターとも連携しながら進めるものです。

## 2 施策テーマの方向性

### 〔 施策テーマ① 情報発信 〕

本市では、市民参画・協働の取組が着実に展開されてきていますが、市民全体にまで広がっていない状況です。市民参画・協働の取組が市民に広く普及するためには、人と人、人と活動をつなぐ情報発信が特に重要となります。

情報が市民に届き、活用されるために、市民参画・協働の推進手法に応じた多様な発信手段や地域活動への参画を促進する情報発信手法を取り入れることで、市民参画・協働の活性化につなげます。

また、市民参画・協働の活動に取り組むうえでの課題や事例などの情報を広く共有することで、市民参画・協働の取組がより進化・発展したものになるようにつなげます。

## 〔 施策テーマ② 場づくり 〕

市民参画・協働を活性化させるためには、活動を行える環境や自由に情報や意見を交換できる場が必要です。

市民参画・協働の取組に市民がより一層参画・協働できる可能性を広げるため、多様な活動の場を創出していきます。

また、多様な主体が連携できる枠組みを構築することで、新たな社会的価値を生み出すことができるきっかけづくりを行います。

## 〔 施策テーマ③ 人づくり 〕

市民参画・協働を推進するのは人です。本市では、地域活動における人材不足が指摘されており、特に若い世代の参加が少ないことが課題となっています。

市民や市職員の市民参画・協働の必要性に対する理解を深め、新たな担い手を育成するとともに、気づきや意識改革を促し、多様な活動を行える人材の養成を図ります。

また、市民参画・協働の活動に取り組む人材や次の新たな活動を展開しようとしている人材に対し、必要なサポートを行い、継続的な活動につなげます。

さらに、市民参画・協働の活動がより効果的に展開されるよう、様々な面で必要な専門的人材を活用し、よりよい市民参画・協働の取組を目指します。

## 〔 施策テーマ④ 市民参画・協働促進に向けたマネジメント 〕

社会環境が大きく変化している中で、社会課題が多様化・複雑化しています。社会の不確実性の高まりに対し、多くの知恵と力を集結し、新たな課題を探索・協議できる枠組みをつくることで、社会課題を解決できる様々な取組を生み出し続ける仕組みを構築します。

また、活動が継続的かつ発展的になるような支援を行うとともに、市民参画・協働に取り組む各主体が協働し、様々な資源を有効活用することで、満足度の高いまちづくりにつなげます。

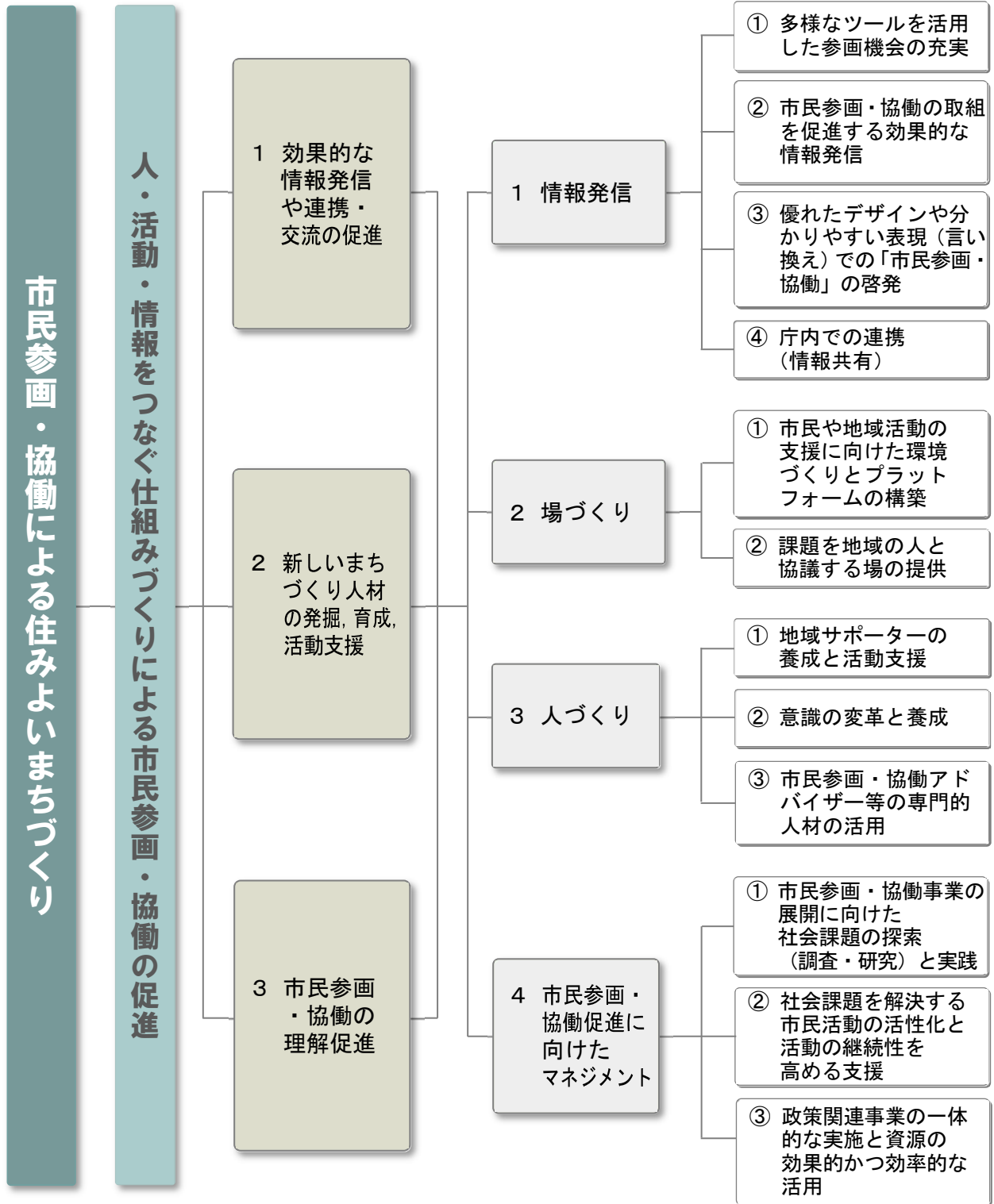
### 3 施策の体系

[ 基本理念 ] [ 目標 ]

[ 取組の方向性 ]

[ テーマ ]

[ 取組 ]



## 4 施策の推進

市民参画・協働の推進に向けて、市民、地域、企業、行政がまちづくりを推進する際に力を合わせ、市民参画・協働の促進につなげていくため、以下の4つの施策テーマごとに取組を推進していきます。

### 施策テーマ1 情報発信

#### 取組 1 多様なツールを活用した参画機会の充実

市民参画・協働の推進手法に応じた効果的な発信方法の検討、情報を届けたい相手や地域に合わせた情報の編集・発信を行います。

多様な世代が、市民活動、地域活動に参加できるよう、市民が興味ある活動と結びつけるマッチングの仕組み、地域と協働による情報発信の検討など、活動情報の発信の工夫を行います。

#### 取組 2 市民参画・協働の取組を促進する効果的な情報発信

市政情報を積極的に公開し、市民と地域の課題を共有できるように「見える化」を進めます。

また、地域課題やそれに対応した活動を共有できるインフラ（環境）を整え、市民・地域団体及び企業が、将来的にそれらを活用し、協働で課題を解決する状況を目指します。

#### 取組 3 優れたデザインや分かりやすい表現（言い換え）での「市民参画・協働」の啓発

市民参画・協働を市民に普及するため、市民参画・協働をより分かりやすい言葉で表現することや、感性を刺激するデザイン性の高い情報発信など、地域活動への参画を促進する方法を検討し、市民、地域団体及び企業に普及するように働きかけます。

さらに、市民・地域団体及び企業を巻き込み、情報発信を推進し、協働によるまちづくり活動への活性化につなげます。

#### 取組 4 庁内での連携（情報共有）

庁内で市民参画・協働の成功事例、失敗事例を共有し、庁内の各部署や市民・地域団体及び事業者において事例の活用方法を検討する場を広げていきます。

これらの取組により、市民参画・協働への理解がさらに深まり、事例が共有されている状況を目指します。

## 施策テーマ2 場づくり

### 取組 1 市民や地域活動の支援に向けた環境づくりとプラットフォームの構築

まちづくり活動の主体を市民とし、その支援に向けた環境づくりと各種枠組み（プラットフォーム）を構築します。

また、市民、地域団体及び企業において、互いが持っているノウハウや情報を生かす方法を話し合い、検討する機会も充実させることで、協働の実践を広げていきます。

### 取組 2 課題を地域の人と協議する場の提供

市民参画・協働によるまちづくりを広げ、市民や地域の人々自らが、既存の枠組みにはない新たな社会的価値を生み出すため、地域の人と意見を交換する場などの仕組みをデザインします。

また、新たな価値を創造する場づくりを検討し、市民や地域団体及び企業にとって共感できる魅力ある場の構築を目指します。

## 施策テーマ3 人づくり

### 取組 1 地域サポーターの養成と活動支援

地域サポーターなど、協働をコーディネートできる人材の発掘・養成に取り組み、その活動を支援するとともに、様々な主体が相互理解と合意形成を行いながら地域課題を協働で解決していくアイデアを実行に移していけるような支援体制の確立に取り組みます。

### 取組 2 意識の変革と養成

市民に対し、市民参画・協働への理解と関心を高め、浸透を促すよう、啓発と学びの機会提供を進めます。

市職員に対しては、市民参画・協働の概念の拡大や現場を回す力の養成等のため、研修を実施し、職員の意識変革と養成を行います。

また、市民参画・協働の各種活動に携わる過程で、課題を自分事として認識し、主体的な活動につなげるよう、意識の変革を促す仕組みを検討します。

### 取組 3 市民参画・協働アドバイザー等の専門的人材の活用

市民参画・協働を進めるため、市民参画・協働アドバイザーの活用等、専門的人材の活用を行います。また、市民参画・協働の事業を進めるため、コンセプトを的確に伝えるために必要なデザインやコピーライティング、会議やワークショップを円滑かつ適切な方向に進行するためのファシリテーション技術などを持つ人材を積極的に活用することを検討します。

## 施策テーマ4 市民参画・協働促進に向けたマネジメント

### 取組 1 市民参画・協働事業の展開に向けた社会課題の探索（調査・研究）と実践

市民参画・協働事業を積極的に展開するため、多様な主体との連携や情報交換等により新たな社会課題を絶えず探索（調査・研究）するとともに、新たな取組の実践を繰り返すことで多様な事例を積み重ね、市民参画・協働を促進する仕組みを構築します。

### 取組 2 社会課題を解決する市民活動の活性化と活動の継続性を高める支援

市民提案型事業補助金（市民の自由な発想に基づき、協働事業の実施を市に対して提案できる制度）を通じて、地域のかかえる課題や新たな社会課題などの解決に向けて、市民の知恵とアイデアの結集を促し、満足度の高いまちづくりにつなげます。

また、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを促進するなど、市民活動が継続的かつ発展的になるよう、自走に必要な財源獲得策も含めた様々な支援のあり方を検討します。

### 取組 3 政策関連事業の一体的な実施と資源の効果的かつ効率的な活用

庁内各課で、一つの取組で複数の施策効果を狙う施策間連携事業や、目的を同様とする事業について、協働し、事業の相乗効果が図れるように促します。

また、庁内の各課が持つ魅力資源や多様な主体が持つ資源について、連携を図るなど、効果的、効率的な活用方法を検討します。

#### ※ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスとは・・・

ソーシャルビジネス（SB）は、社会全般の課題をビジネスの手法を用いて解決に取り組むことの総称です。コミュニティビジネス（CB）は、福祉、まちづくり、地域活性化、環境保護などの様々な地域課題をビジネスの手法を用いて解決に取り組むことをいいます。

## 5 数値目標

第3次芦屋市市民参画協働推進計画の進捗を確認するため、市民の活動への参加状況や、市政に関する行政からの情報提供の満足度など、市民参画・協働施策の市民全体への影響を把握するための目安として、以下の数値目標を設定します。

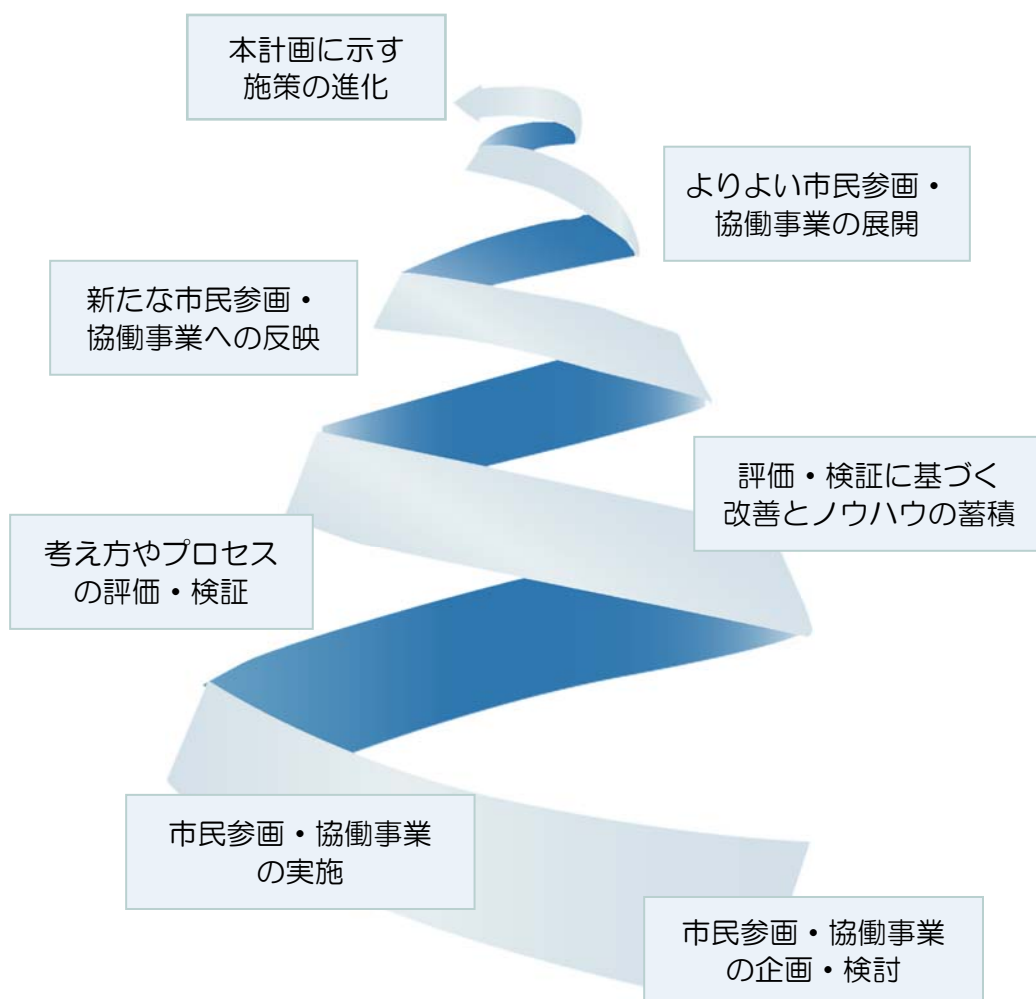
指 標	現状値 (令和元年)	目標値 (令和6年度末)
地域の活動に参加している市民の割合	35.9%	40.0%
地域にとらわれない活動に参加している市民の割合	34.5%	40.0%
市政に関する行政からの情報提供について満足している人の割合	29.0%	40.0%

## 6 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、市民参画協働推進会議が中心となり、市民参画・協働事業の方向性やプロセスについて検討し、手法や活動促進体制を充実させることで着実に施策を進めるとともに、新たな考え方、取組、手法を取り入れることで、本計画を進化させ、より一層の推進を図ります。

また、各施策、取組の企画立案(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のあらゆる段階(PDCAの各プロセス)において、市民参画・協働の場や機会を適用できないか検討します。

さらに、PDCAサイクルを通じて市職員が各現場で市民参画・協働を展開する際に、これまで市で実施した取組で培った成功例や失敗例を共有し、ノウハウを最大限活用するとともに、職員自ら個々の現場に応じた仕組みをデザインすることができるよう、市民参画・協働についての理解促進や資質向上に取り組めます。



## 7 芦屋市の市民参画・協働の取組事例

芦屋市では、市民参画・協働があらゆる形態で実施されており、主な取組を紹介します。

よりよい市民参画・協働を目指す上では、新たな試みを含めた試行錯誤の繰り返しが必要であるという視点に基づくものであり、本計画に示す取組は一例で、限定するものではありません。

事例を積み重ね、共有することが市民活動促進の第一歩になると考えています。

取組名	芦屋まちデザインラボ	
取組内容	楽しくワクワクできるまちに住みたい、働きたい。その思いを実現するためにどんなことをすればいいのか、どんなモノがあればいいのかを一緒に考えたり学んだりする。	
		<p><b>良かった点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に興味のある人たち同士のつながりをつくる場になった。</li> <li>・「デザイン」をキーワードに、参加者それぞれがやってみたい市民活動に必要な要素は何か？などを考える機会となった。</li> <li>・参加者同士の交流により、市民活動の考え方に広がりを持たせることができた。</li> </ul>
 <p>芦屋 まちデザインラボ ASHIYA MACHI DESIGN LABO.</p>	<p><b>学んだ点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの雰囲気づくり、ネットワーク構築に与える「場のしつらえ」の重要性。</li> <li>・全員の意見が反映できるわけではないこと。</li> <li>・行政の目指すゴールを参加者と共有することの大切さ。</li> <li>・デザイン思考による取組の発案方法。</li> </ul>	
		



取組名	MIYAZUKA♡PROJECT	
取組内容	市民参画とは？活躍するとはどういうことか？といったことを丁寧に考えながら、自分がしたいこと、できること、求められていることを明らかにし、生まれ変わる旧宮塚町市営住宅との交差点を見つける。	
 <p data-bbox="435 734 834 757">旧宮塚町住宅との市民活躍のためのワークショップ</p> <p data-bbox="395 768 866 835">MIYAZUKA♡PROJECT</p>	<p data-bbox="938 555 1058 577"><b>良かった点</b></p> <ul data-bbox="946 589 1348 835" style="list-style-type: none"> <li>• ワークショップにより、個人が考える様々な活動について、実現に向けてビジョンや課題を掘り下げること、ワークショップ終了後も持続的な活動につながっている。</li> <li>• ワークショップ参加者同士がつながり、様々な活動を共に行うなど、協力し合える仲間ができた。</li> </ul>	
	<p data-bbox="938 869 1034 891"><b>学んだ点</b></p> <ul data-bbox="946 902 1348 1059" style="list-style-type: none"> <li>• 様々な意見、考え方があり、全員の意見が反映できるわけではない中での、まとめの難しさ。</li> <li>• 行政の目指すゴールを参加者と共有することの大切さ。</li> </ul>	

取組名	宮塚公園ワークショップ	
取組内容	地域により活用される公園を目指して地域の方と協議を重ね、宮塚公園活性化協議会が結成された。	
	<p data-bbox="938 1444 1058 1467"><b>良かった点</b></p> <ul data-bbox="946 1478 1348 1657" style="list-style-type: none"> <li>• 実際に利用する人たちと協議したことで、公園に愛着を持ってもらうことができた。</li> <li>• 宮塚公園活性化に向けた、イベント実施の組織として、ジブンゴト協議会が誕生し、地域主体で活動をしている。</li> </ul>	
	<p data-bbox="938 1758 1034 1780"><b>学んだ点</b></p> <ul data-bbox="946 1792 1348 1881" style="list-style-type: none"> <li>• 地域とひとつになって取り組むことで行政だけでは生み出せないにぎわいが創出された。</li> </ul>	

<b>取組名</b>	<b>「こえる場！」</b> (芦屋市行政改革に係る「健康増進・全世代交流プロジェクト・チーム」)
<b>取組内容</b>	地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」を進め、様々なアイデアを実現していく。
	<b>良かった点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 普段関わりのない人たちと企画を検討することで、内容の幅が広がった。</li> <li>• 苦手分野をフォローし合うことで、イベントの開催がスムーズになった。</li> <li>• 地域で活動する主体を、これまでの市民のみならず企業や団体に広げ、参画を促進したことで、従来の福祉施策のあり方に広がりを持つことができた。</li> </ul> <b>学んだ点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 取組の過程で、職員が地域に出向くことや、組織横断連携、多様な主体との協働の模索といった新たな視点を獲得することができること。</li> <li>• 多様な主体が持つ社会資源やノウハウ・アイデア等の様々な資源を有効に活用できること。</li> </ul>

<b>取組名</b>	<b>地域発信型ネットワーク</b>
<b>取組内容</b>	だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちを目指すために、各小・中学校区の各種福祉諸活動関係者による会議を結成し、地域課題を解決するためのネットワークの活用を行う。

**良かった点**

- ・小地域福祉ブロック会議をきっかけに、地域課題の解決に向けた、勉強会の開催や資源マップの作成等の取組につながった。

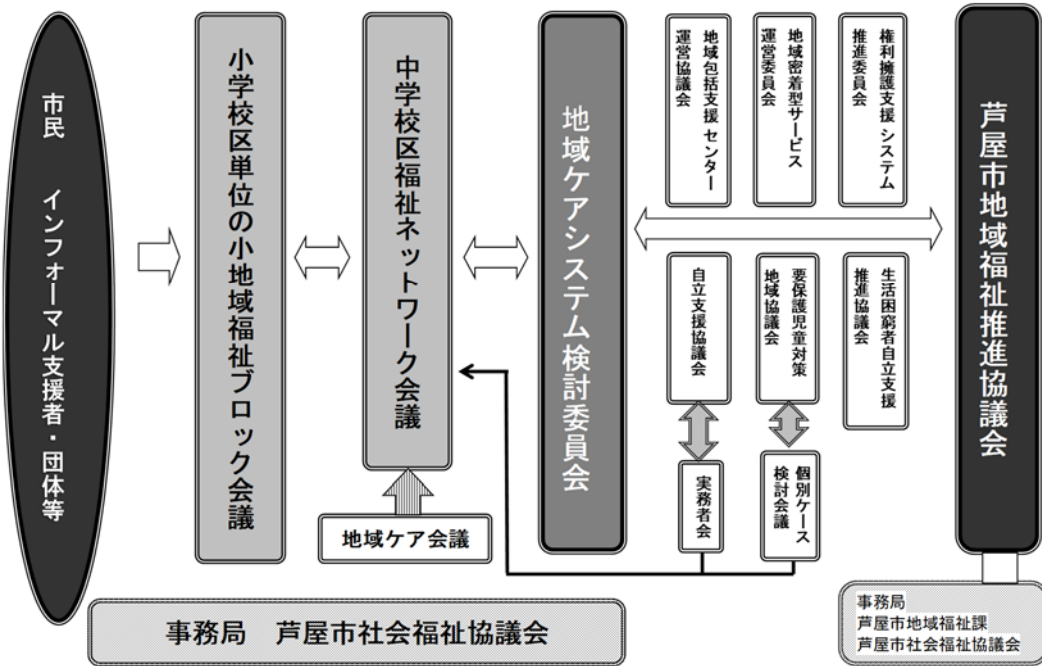
**学んだ点**

- ・目指したい未来の地域像に向けたビジョン型の志向が大切であること。
- ・地域の特色や現状に合わせた取組を市民・専門職・行政の協働により実施していくことが大切であること。



**芦屋市地域発信型ネットワーク** 2018. 4～

(理念) だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



## 8 芦屋市の市民参画・協働の形態（事例）

芦屋市では、市民参画・協働があらゆる形態で実施されており、どのような市民参画・協働の形態があるのか例示します。

市民と行政の協働に当たっては、様々な形態が考えられます。事業の目的、内容やパートナーに応じて、効果的な形態を選択することが重要です。

### 共催，実行委員会・協議会

共催は、地域団体と企業・行政が実施主体となって、協力して事業を行う形態です。実行委員会・協議会等は、市民・地域団体・企業・行政で構成された組織が実施主体となって事業を行う形態です。

#### 【効果・特徴】

対等な関係で進めやすく、役割・責任分担を明確にして事業を実施できる。  
多くのノウハウを活かすことができ、効果的な取組がすすめられる。

#### 【具体的事例】

- ・各種実行委員会 ・各種協議会
- ・企業，協会等と共催した事業の実施（セミナー，イベント等） 等

### 後援

市民や地域団体が実施する事業の趣旨に賛同して、事業に資金や物品以外の資源を提供するなどの支援をする形態です。

#### 【効果・特徴】

事業に対する理解，関心や社会的信用が高まり，さらなる事業効果を生み出すことが期待できる。

#### 【具体的事例】

- ・市・教育委員会への後援名義申請 等

## 事業協力・協定

協働の主体同士の合意のもとに、双方が持つ人材・情報・ノウハウを提供し合い、協力して事業を行う形態です。

### 【効果・特徴】

お互いの対等な関係の中で、各種主体それぞれが得意なことを持ち寄り、特性や能力を生かした事業が展開できる。

### 【具体的事例】

- ・地域フィールドラボ
  - ・企業、大学との連携事業
  - ・市民参加型の情報発信
- 等

### ※地域フィールドラボとは・・・

IT企業の社員が、期間限定で自治体職員になり、ITによる課題解決策の検討や事業提案等を行う研修制度のことを言います。

## 補助・助成

市民や地域団体が取り組む公益的な活動に対して、財政的な支援を行う形態です。

### 【効果・特徴】

市民活動の自主性・自立性が尊重される。双方に負担の少ない取組で、即効性の高い効果を生み出すことができる。

### 【具体的事例】

- ・市民提案型事業補助金
  - ・社会教育関係団体公募提案型事業補助金
- 等

## 企画立案への参画

行政が事業を企画立案する段階で、市民や団体等から意見や提案を受けることにより、多様な意見、提案を政策・事業に反映させる形態です。

### 【効果・特徴】

柔軟な発想を取り込むことができ、多様なニーズにより的確に対応することができる。市民の市政への参画意識の醸成につながる。

### 【具体的事例】

- ・審議会等（市民公募委員）
  - ・パブリックコメント
- 等

## 情報共有・意見交換

地域団体と企業・行政の双方が持っている情報を積極的に共有して、意見を出しあう形態です。

### 【効果・特徴】

双方が持っている専門的な情報を得られ、地域の課題や市民の考えを的確に把握できる。

### 【具体的事例】

- ・オープンデータの提供
  - ・市民ワークショップ
- 等

## 広聴

行政が住民ニーズを把握する際に、様々な情報媒体を活用して住民の意見を聴く形態です。

### 【効果・特徴】

市民の意見を的確に把握し、市政への反映を図ることができる。

### 【具体的事例】

- ・参加型まちの維持管理（LINE 通報システム）
  - ・市政モニター
  - ・市民の声（お困りです課への投稿）
- 等

## 公共施設等の提供

会議室等の貸し出し等活動の場利用等について配慮する形態です。

### 【効果・特徴】

提供を受ける団体は、安定した事業運営を行うことができる。

### 【具体的事例】

- ・各種登録団体の使用料減免制度
- 等

## 委託・指定管理

委託は、行政が責任を持って担う事業を市民の特性を生かして、より効果的に行うことを目的とした形態です。指定管理は、市民の特性を活かして、公共施設の管理・運営を担う形態です。

### 【効果・特徴】

行政にはない専門性や先駆的な手法を活用することで、市民ニーズに対応したサービスが提供可能となる。

### 【具体的事例】

- 公共施設の指定管理者制度を活用した指定管理事業 等

あなたが行った市民参画・協働の事例を書き込んでください。



# 参考資料

## 1 市民参画・協働に関する調査概要

### (1) 市民活動団体のアンケート

実施期間：令和元年9月27日～10月11日

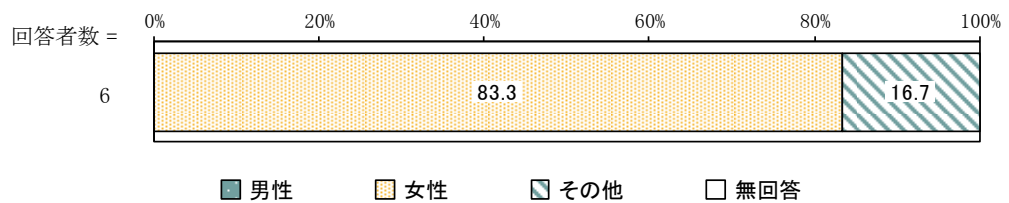
対象団体：12団体（市民活動団体交流会に参加していない，新規の団体に追加調査）

回答数：6団体（50.00%）

#### 基本情報

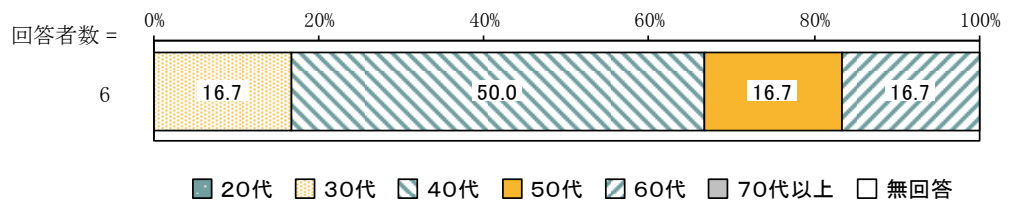
##### 性別

「女性」の割合が83.3%，「その他」の割合が16.7%となっています。



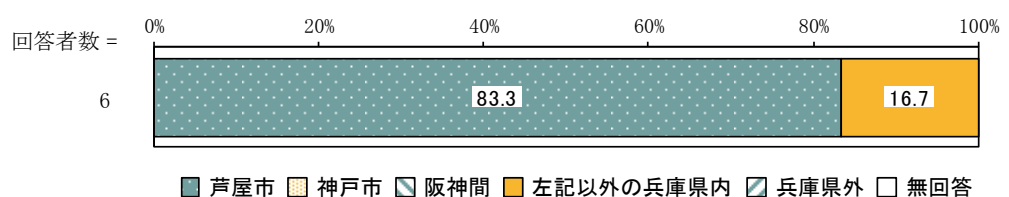
##### 年代

「40代」の割合が50.0%となっています。「30代」，「50代」，「60代」の割合が16.7%となっています。



##### お住まい

「芦屋市」の割合が83.3%となっています。「左記以外の兵庫県内」の割合が16.7%となっています。



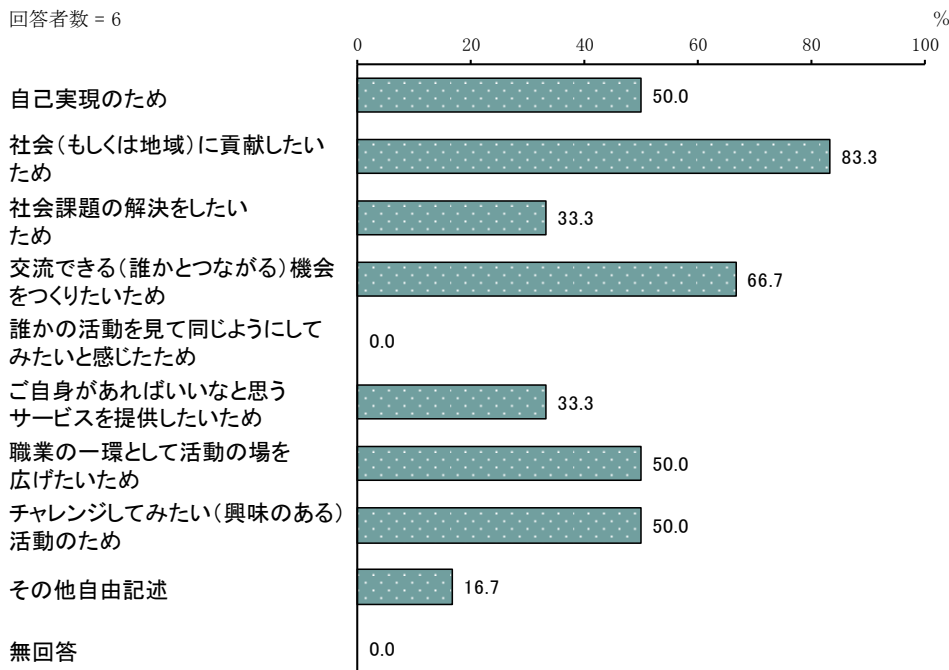


## 市民活動に関すること

### 活動の動機はどのようなものですか

「社会（もしくは地域）に貢献したいため」の割合が 83.3%、「交流できる（誰かとつながる）機会をつくりたいため」の割合が 66.7%となっています。

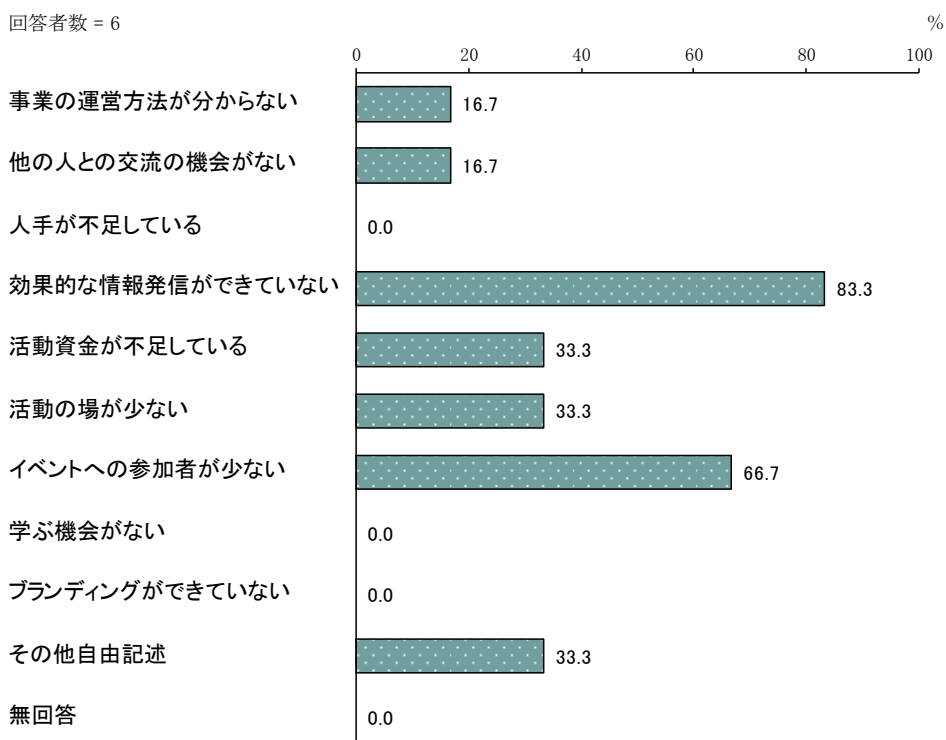
回答者数 = 6



### 活動で感じる課題はどのようなものですか

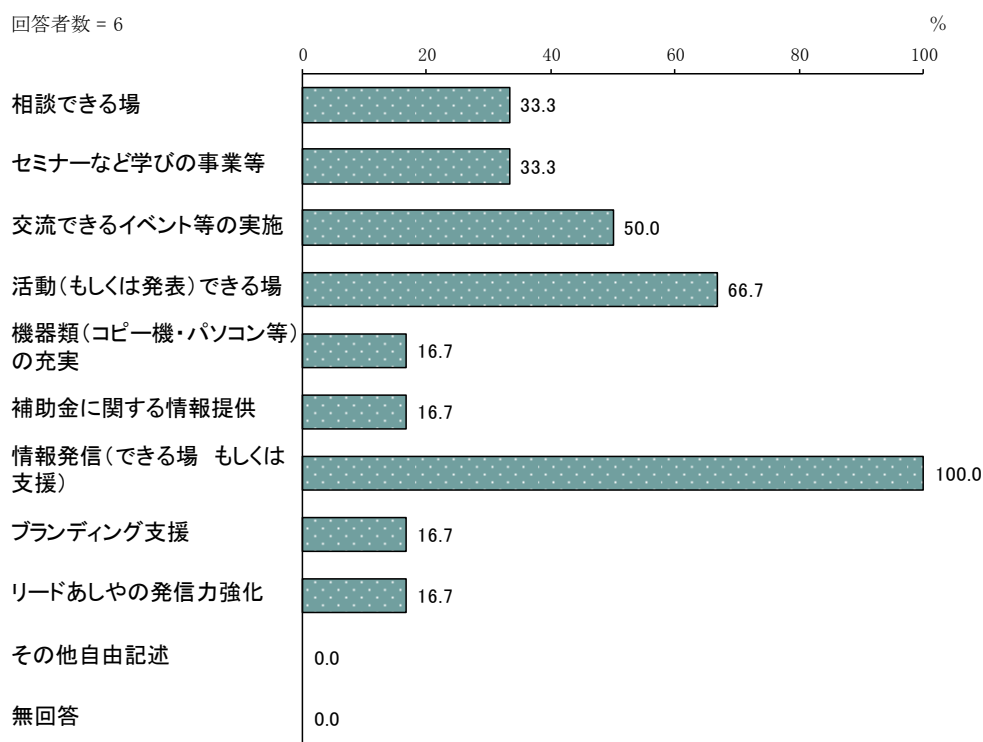
「効果的な情報発信ができていない」の割合が 83.3%となっています。「イベントへの参加者が少ない」の割合が 66.7%となっています。

回答者数 = 6



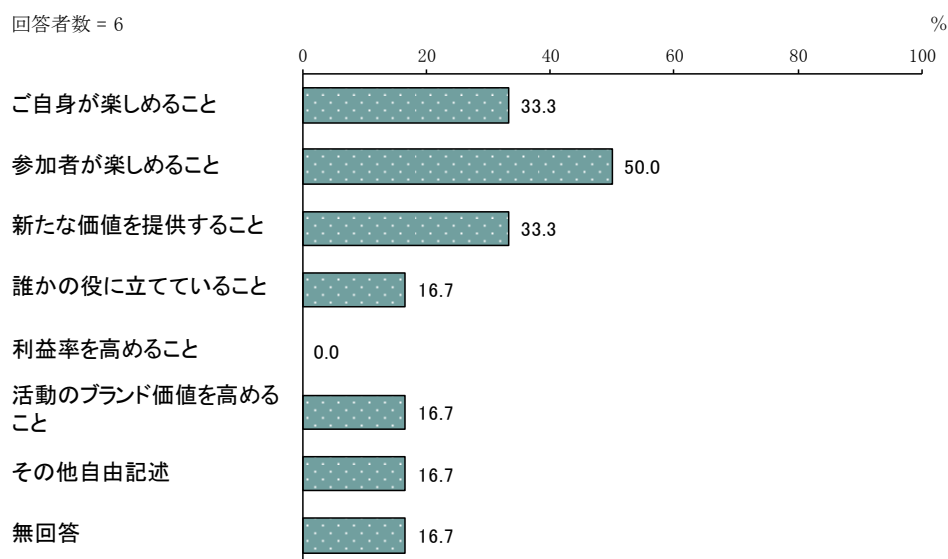
## どのようなサービスや場があれば助かりますか

「情報発信（できる場 もしくは 支援）」の割合が 100.0%となっています。「活動（もしくは発表）できる場」の割合が 66.7%となっています。



## 活動で重視するポイントはどのような点ですか

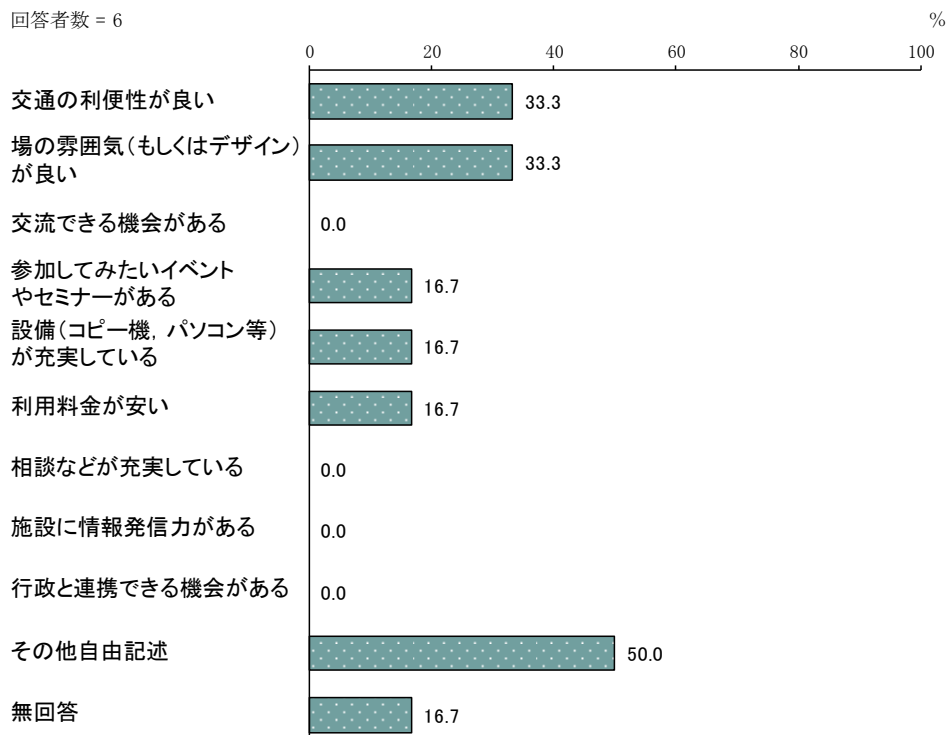
「参加者が楽しめること」の割合が 50.0%となっています。「ご自身が楽しめること」、「新たな価値を提供すること」の割合が 33.3%となっています。



## あしや市民活動センター以外の施設を利用している理由はどのようなものですか

「その他自由記述」の割合が 50.0%となっています。「交通の利便性が良い」、「場の雰囲気（もしくはデザイン）が良い」の割合が 33.3%となっています。

回答者数 = 6



## (2) 職員アンケート

実施期間：令和元年9月26日～10月18日

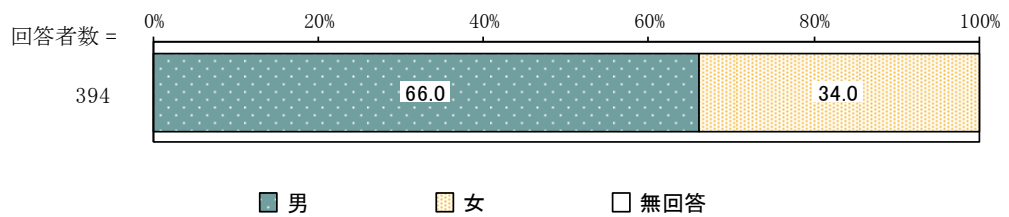
対象者数：682人

回答数：394人（回答率57.77%）

### 基本情報

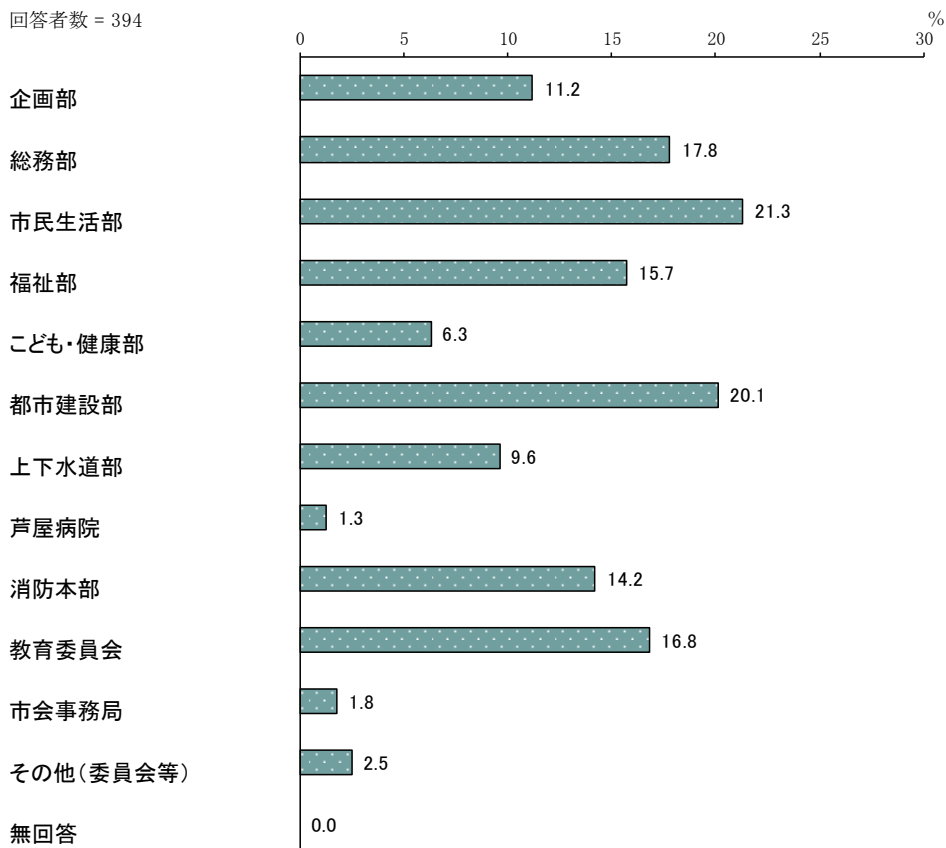
#### 性別

「男」の割合が66.0%、「女」の割合が34.0%となっています。



#### これまで所属したことのある部

「市民生活部」の割合が21.3%と最も高く、次いで「都市建設部」の割合が20.1%、「総務部」の割合が17.8%となっています。

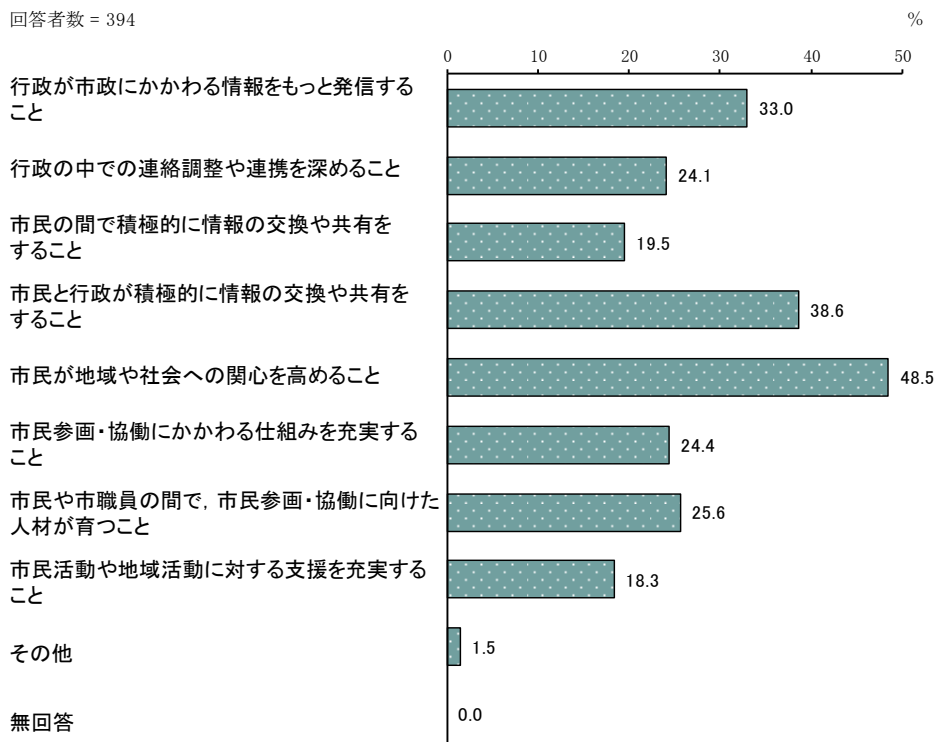


## 市民参画・協働の進め方

### 問1 市民参画・協働のまちづくりを推進するために、どのような取組が必要だと思いますか

「市民が地域や社会への関心を高めること」の割合が48.5%と最も高く、次いで「市民と行政が積極的に情報の交換や共有をすること」の割合が38.6%、「行政が市政にかかわる情報をもっと発信すること」の割合が33.0%となっています。

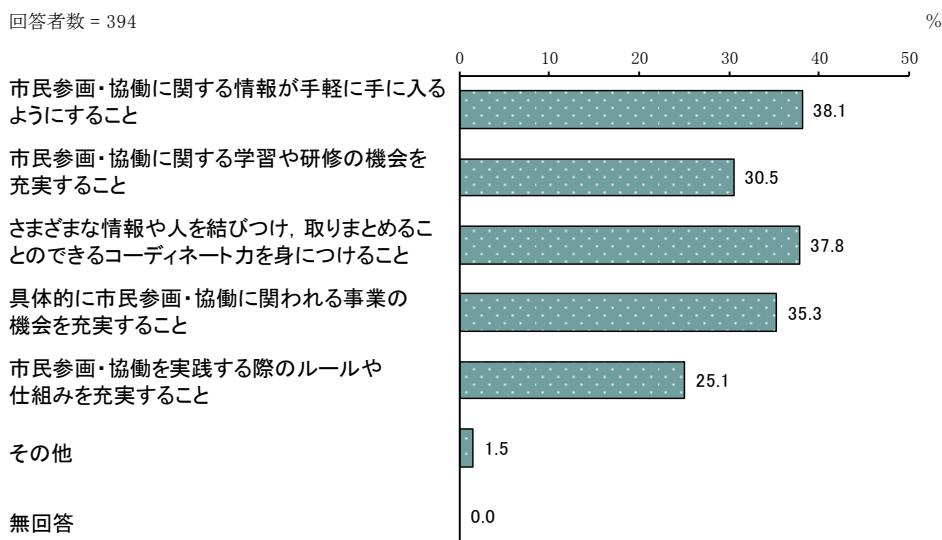
回答者数 = 394



### 問2 市民や市職員が、市民参画・協働に対する理解を深め、人材が育つようにするためには、どのような施策を充実することが必要だと思いますか

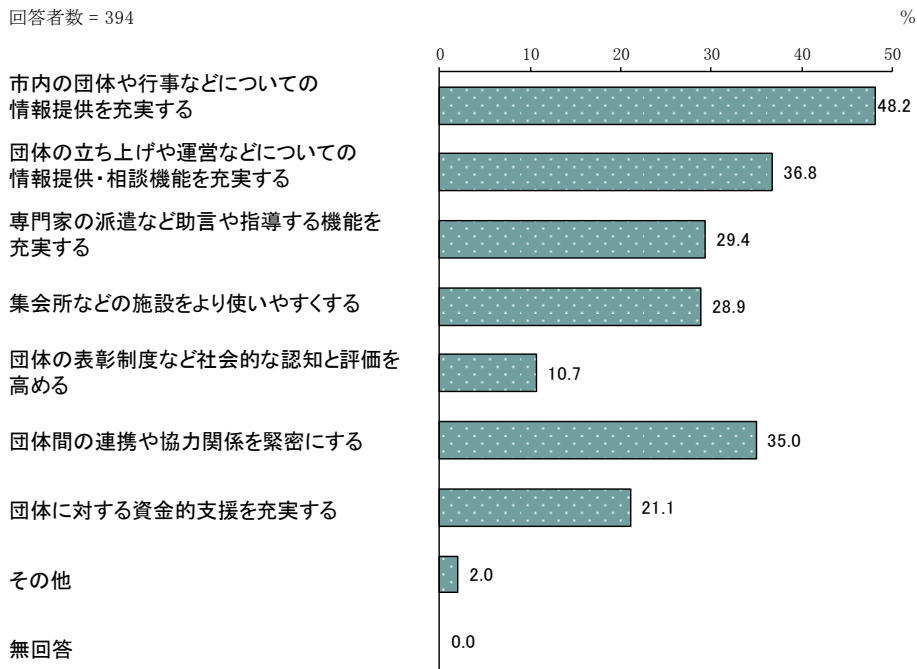
「市民参画・協働に関する情報が手軽に手に入るようにすること」の割合が38.1%と最も高く、次いで「さまざまな情報や人を結びつけ、取りまとめることのできるコーディネート力を身につけること」の割合が37.8%、「具体的に市民参画・協働に関われる事業の機会を充実すること」の割合が35.3%となっています。

回答者数 = 394



### 問3 市民活動や地域活動が活発になるためには、どのような支援策を充実することが必要だと思いますか

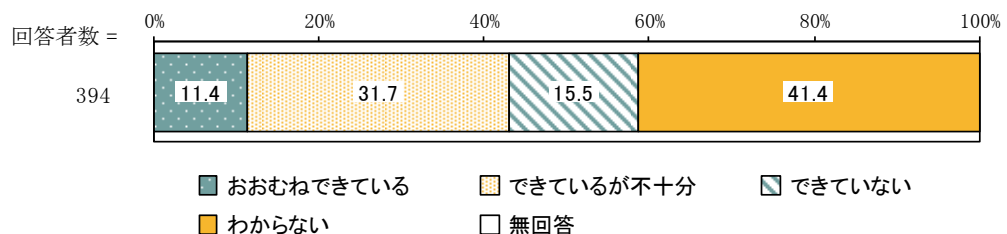
「市内の団体や行事などについての情報提供を充実する」の割合が48.2%と最も高く、次いで「団体の立ち上げや運営などについての情報提供・相談機能を充実する」の割合が36.8%、「団体間の連携や協力関係を緊密にする」の割合が35.0%となっています。



## 市民参画・協働の達成状況

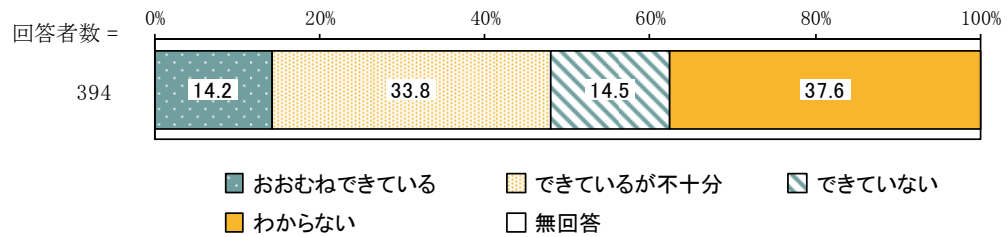
### (1) 市民活動や地域活動に取り組む人材が市民の間に育っている

「わからない」の割合が41.4%と最も高く、次いで「できているが不十分」の割合が31.7%、「できていない」の割合が15.5%となっています。



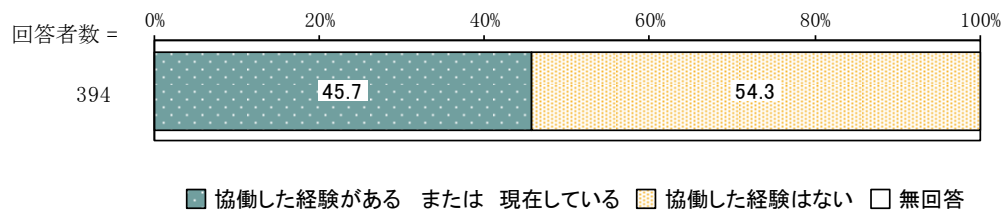
## (2) 市民と市が協力し合って市内や地域の課題解決に取り組む機会が充分にある

「わからない」の割合が37.6%と最も高く、次いで「できているが不十分」の割合が33.8%、「できていない」の割合が14.5%となっています。



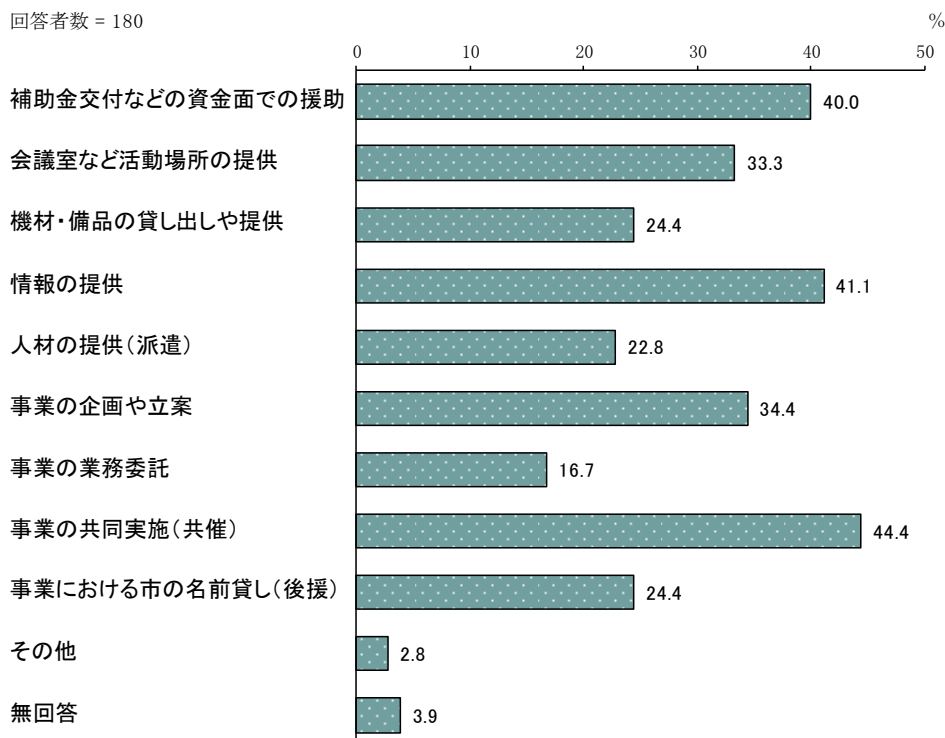
## (3) あなたがこれまで担当してきた業務の中で、市民活動団体等と協働した経験はありますか

「協働した経験がある または 現在している」の割合が45.7%、「協働した経験はない」の割合が54.3%となっています。



## (4) 協働したのはどのような内容のものでしたか

「事業の共同実施（共催）」の割合が44.4%と最も高く、次いで「情報の提供」の割合が41.1%、「補助金交付などの資金面での援助」の割合が40.0%となっています。



## 2 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

### ○芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

平成19年3月20日

条例第5号

#### (目的)

第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参画 市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。
- (4) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する委員会等をいう。
- (5) 市民提案 市民が自ら施策を提案し、又は市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。
- (6) ワークショップ 市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行い、施策について議論する方法をいう。
- (7) パブリックコメント 市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。

#### (基本原則)

第3条 市民及び市は、次に掲げる原則を踏まえ、市民参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 自立の原則 市民は、自らの意思により市民参画及び協働の推進を行い、市は、市民活動の自主性を尊重する。
- (2) 対等の原則 市民及び市は、対等の関係として市民参画及び協働の推進を行う。
- (3) 相互理解及び協力の原則 市民及び市は、市民参画及び協働の推進の目的を共有し、信頼関係の醸成と相互協力関係の形成に努める。
- (4) 情報の提供及び共有の原則 市民参画及び協働の推進に関する情報について、市民は自らの持つ活動の情報を提供し、市は積極的に情報を公開し、互いに共有する。
- (5) 評価と説明の原則 市民参画及び協働による施策の実施にかかわる市民は、それぞれが担った役割の成果について評価と説明を行い、市は、市民参画及び協働により行う施策の実施について、評価と説明の責任を持つ。



(市の責務)

第4条 市は、市民の市民参画及び協働への意識と意欲を高めるよう啓発を行う。

2 市は、市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する。

3 市は、市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。

(市民の責務)

第5条 市民は、協働の精神の下で市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努める。

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の手續の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更

(4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参画の手續を行わないことができる。

(1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ、当該基準に基づき行うもの

(2) 市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

(市民参画の手續)

第7条 この条例における市民参画の手續は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の活用

(2) 市民提案の活用

(3) ワークショップの開催

(4) パブリックコメントの活用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める協議会、公聴会等の活用

2 市は、手續の実施に当たっては、前項各号の手續のうちから、適切かつ効果的なものを選択し、実施しなければならない。

(審議会等)

第8条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案し、選任するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等に市民公募による委員を1人以上選任するよう努めなければならない。

(市民提案)

第9条 市民は、市民提案により具体的な施策を提案することができる。

2 市は、市民から施策に対する提案を求めようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

(1) 対象事項の目的

(2) 提案の提出先、提出方法及び提出期間

(3) その他提案に関する必要な事項

3 市は、市民からの提案について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）の趣旨に照らし、公表することが不相当と認められる部分（第11条第3項において「非公開情報部分」という。）については、公表しない。

（ワークショップ）

第10条 市は、ワークショップを開催するときは、広く市民の参加を求め、素案の合意形成が図られるよう努めなければならない。

（パブリックコメント）

第11条 市は、パブリックコメントを実施しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

- (1) 対象事項の案及び関係資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他意見に関する必要な事項

2 意見の提出期間は、原則として1月以上とする。ただし、緊急の必要があるときその他やむを得ないときは、その理由を公表した上で意見の提出期間を短縮することができる。

3 市は、提出された意見について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、非公開情報部分については、公表しない。

（市民参画の手続の実施時期）

第12条 市は、市民参画の対象となる施策の決定前のできるだけ早い時期から市民参画の手続を実施するよう努めなければならない。

（市民参画の手続の公表）

第13条 市民参画の手続に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。

- (1) 担当の所管課での閲覧
- (2) 市広報紙への掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 行政情報コーナーでの閲覧
- (5) その他効果的に周知できる方法

（実施予定及び実施状況の公表）

第14条 市は、毎年度、その年度における市民参画の手続の実施予定及び前年度における市民参画の手続の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（協働の拠点）

第15条 市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体（次条において「市民活動団体等」という。）の協働の拠点を設置する。

2 前項の協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行うものとする。

（市民活動団体等への支援）

第16条 市は、市民活動団体等に対して、その活動の支援に努める。

（推進計画）

第17条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定め、実施するものとする。

2 市は、推進計画を定め、又は変更するときは、その内容を公表するものとする。

(芦屋市市民参画協働推進会議への諮問)

第18条 市長は、推進計画の策定、推進計画の進行状況その他推進計画に関し必要な事項については、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）

第2条に規定する芦屋市市民参画協働推進会議に諮るものとする。

(補則)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、市民参画の手續を実施することが困難なものについては、第8条から第11条までの規定は適用しない。

(検討)

3 市は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて検討を加え、その結果に基づいて、5年以内を目途にこの条例の見直し等の必要な措置を講じるものとする。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

### 3 市民参画協働推進会議委員名簿

	氏名	所属・役職等
1	わたなべ なおこ 渡辺 直子	れんこん舎 代表取締役
2	ひらの たかゆき 平野 隆之	日本福祉大学社会福祉学部 教授
3	さかきばら たかとも 榊原 貴倫	Code for Hyogo 代表
4	かとう ゆうすけ 加藤 裕介	株式会社エコー 代表取締役社長
5	やまぎし よしひろ 山岸 吉広	芦屋市社会福祉協議会 主査
6	ひろせ まさのぶ 廣瀬 雅宣	芦屋市自治会連合会 会計
7	まつい じゅんこ 松井 順子	公募市民委員

(順不同)

## 4 芦屋市市民参画協働推進本部委員名簿

役職	所属	氏名
本部長	市長	伊藤 舞
副本部長	副市長	佐藤 徳治
委員	教育長	福岡 憲助
委員	技監	長田 二郎
委員	企画部長	川原 智夏
委員	総務部長	稗田 康晴
委員	総務部参事（財務担当部長）	今道 雄介
委員	市民生活部長	森田 昭弘
委員	福祉部長	安達 昌弘
委員	こども・健康部長	三井 幸裕
委員	都市建設部長	辻 正彦
委員	都市建設部参事 （都市計画・開発事業担当部長）	山城 勝
委員	会計管理者	本間 慶一
委員	上下水道部長	古田 晴人
委員	市立芦屋病院事務局長	阪元 靖司
委員	消防長	小島 亮一
委員	教育委員会管理部長	岸田 太
委員	教育委員会学校教育部長	北尾 文孝
委員	教育委員会社会教育部長	田中 徹

## 5 芦屋市市民参画協働推進本部 幹事会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
委員長	企画部長	川原 智夏
副委員長	企画部政策推進課長	奥村 享央
委員	総務部文書法制課長	吉田 真理子
委員	総務部財政課長	岡崎 哲也
委員	市民生活部環境課長	米村 昌純
委員	福祉部地域福祉課長	小川 智瑞子
委員	こども・健康部子育て推進課長	廣瀬 香
委員	都市建設部建設総務課長	鹿嶋 一彦
委員	上下水道部水道管理課長	平野 雅之
委員	市立芦屋病院事務局総務課長	上田 剛
委員	消防本部総務課長	北村 修一
委員	教育委員会管理部管理課長	山川 範
委員	教育委員会学校教育課長	木下 新吾
委員	教育委員会社会教育部生涯学習課長	茶嶋 奈美

## 6 策定経過

### (1) 市民アンケート調査の実施

調査対象：芦屋市内の18歳以上の男女2,000人

調査方法：郵送法による調査票・ウェブアンケートフォームで回答

調査期間：22日間（平成31年2月22日～3月15日）

回収結果：889人（回答率44.45%）

### (2) 会議等の開催概要

開催（実施）日	内 容
令和元年6月20日	第1回芦屋市市民参画協働推進会議
令和元年11月8日	第2回芦屋市市民参画協働推進会議
令和元年11月12日	第1回芦屋市市民参画協働推進本部幹事会
令和元年11月18日	第1回芦屋市市民参画協働推進本部会議
令和元年12月16日～ 令和2年1月24日	市民参画の手続 パブリックコメント （第3次推進計画案について）
令和2年2月3日	第3回芦屋市市民参画協働推進会議
令和2年2月12日	第2回芦屋市市民参画協働推進本部幹事会
令和2年2月17日	第2回芦屋市市民参画協働推進本部会議





---

## 第3次芦屋市市民参画協働推進計画

令和2年（2020年）3月

発行 芦屋市 企画部 市民参画課  
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号  
TEL (0797)38-2007  
E-mail [shiminsankaku@city.ashiya.lg.jp](mailto:shiminsankaku@city.ashiya.lg.jp)

---

裏表紙